

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【事業年度】	第24期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 松山 哲人
【本店の所在の場所】	千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15
【電話番号】	04-7197-7621
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 藤本 浩治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目4番10号
【電話番号】	03-3241-0553
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 藤本 浩治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	243,344	218,694	259,097	496,732	552,973
経常損失 () (千円)	2,381,182	2,619,075	5,304,445	1,774,496	1,144,436
当期純損失 () (千円)	2,537,148	2,676,049	5,416,808	1,808,510	2,009,676
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	10,774,821	11,085,071	11,101,440	1,843,956	4,135,865
発行済株式総数 (株)	42,628,858	43,179,384	43,236,584	49,402,584	66,057,401
純資産額 (千円)	12,128,773	10,067,342	4,661,692	5,879,566	8,768,967
総資産額 (千円)	15,386,342	12,939,419	7,626,996	8,568,179	8,944,563
1株当たり純資産額 (円)	278.82	227.75	103.38	117.22	131.33
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(内、1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 () (円)	59.53	62.07	125.39	39.14	32.68
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	77.2	76.0	58.6	67.6	97.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,971,089	2,525,557	4,927,585	2,037,259	1,138,665
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,384,798	597,249	214,729	992,275	112,337
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,101,346	88,053	24,065	3,384,637	2,161,503
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	10,449,992	7,385,639	2,688,524	3,065,334	3,970,643
従業員数 (名)	55	58	51	42	29
株主総利回り (%)	118.7	62.8	63.2	35.9	20.3
(比較指標： 東証マザーズ株価指数)	(116.1)	(121.8)	(137.2)	(108.7)	(70.5)
最高株価 (円)	1,501	2,095	1,337	804	481
最低株価 (円)	720	735	618	281	167

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 3. 第20期から第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 4. 第20期から第24期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 5. 第20期から第24期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 6. 第23期において、第三者割当増資、新株予約権の行使による株式の発行及び無償減資を行っております。
 7. 第20期は、契約収入、化粧品材料供給収入等により、243,344千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進したことにより、2,381,182千円の経常損失を計上しました。
 8. 第21期は、契約収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上等により、218,694千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進したことにより、2,619,075千円の経常損失を計上しました。
 9. 第22期は、契約収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上等により、259,097千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進したことにより、5,304,445千円の経常損失を計上しました。
 10. 第23期は、開発マイルストーン収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上等により、496,732千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進したことにより、1,774,496千円の経常損失を計上しました。
 11. 第24期は、開発マイルストーン収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上、PRP事業に係る医療機器売上等により、552,973千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進したことにより、1,144,436千円の経常損失を計上しました。
 12. 従業員数は就業人員であります。
 13. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1996年6月	ナノテクノロジーを利用したミセル化ナノ粒子を医薬品開発に応用・実用化することを目的として、ナノキャリア株式会社を東京都世田谷区に設立
1999年10月	千葉県柏市の東葛テクノプラザ内に本社を移転し、研究所を開設
2001年1月	株式会社先端科学技術インキュベーションセンター（現 株式会社東京大学TLO）と「シスプラチン内包高分子ミセル」に関する実施許諾契約書を締結
2002年6月	日本化薬株式会社とパクリタキセルミセルに関する実施許諾基本契約を締結
2003年7月	東京都中央区に東京オフィスを開設
2004年8月	千葉県柏市の東大柏ベンチャープラザ内に本社及び研究所を移転・拡充
2008年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2008年9月	台湾のOrient Europharma Co.,Ltd.とシスプラチンミセル（NC-6004）のアジア地域におけるライセンス及び共同開発契約締結
2012年7月	株式会社アルピオンと新化粧品素材の共同開発及び化粧品の商業化に関する共同開発契約を締結
2012年10月	Orient Europharma Co., Ltd.とシスプラチンミセル（NC-6004）のアジア地域を対象とする開発及び販売権に加え、全世界を対象とする製造権を付与する新たなライセンス契約を締結
2014年2月	Orient Europharma Co., Ltd.との共同開発によるシスプラチンミセル（NC-6004）のアジア地域における第 相臨床試験開始
2014年6月	千葉県柏市若柴に本社及び研究所並びに東京オフィスを移転・統合
2014年6月	エーザイ株式会社との間で同社所有の新規医薬品候補品に関するライセンス契約を締結
2015年3月	東京都中央区に新東京オフィスを開設
2015年6月	シスプラチンミセル（NC-6004）のアジア地域における第 相臨床試験の日本からの参画開始
2015年7月	神奈川県川崎市川崎区にiCONMラボ（川崎サテライト研究所）を開設
2016年3月	株式会社アルピオンとの共同開発新製品であるスカルプトータルケア製品「Depth」販売開始
2016年12月	エピルピシンミセル（NC-6300）の米国における第 相臨床試験開始
2017年8月	米国子会社NanoCarrier USのオフィス開設
2017年11月	イスラエルのVascular Biogenics Ltd.と遺伝子治療製品VB-111の日本国における開発及び商業化に関するライセンス契約を締結
2018年2月	日本化薬株式会社とパクリタキセルミセル（NK105）の第 相臨床試験（進行・再発乳がん）開始
2018年6月	セオリアファーマ株式会社と耳鼻咽喉科領域及びがん領域の新医薬品等の開発候補品に関する共同開発契約を締結、耳鼻咽喉科領域における開発候補品（ENT103）の開発に着手
2018年7月	Orient Europharma Co., Ltd.とシスプラチンミセル（NC-6004）の頭頸部がんを対象とした欧米を含む地域の共同開発に関するライセンス契約を締結
2019年5月	セオリアファーマ株式会社との共同開発による耳鼻咽喉科領域における開発候補品（ENT103）の第 相臨床試験開始
2019年7月	シスプラチンミセル（NC-6004）の欧米地域における免疫チェックポイント阻害剤との併用による第 相臨床試験開始
2019年10月	エピルピシンミセル（NC-6300）の米国第 相臨床試験の血管肉腫を対象とした追加試験開始
2020年3月	遺伝子治療製品VB-111の国際共同第 相臨床試験への日本からの参画を決定

3【事業の内容】

当社の主たる事業目的は、日本発のナノテクノロジーを応用したミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に貢献することです。

(1) 当社設立の経緯

当社は、東京大学の片岡一則教授（現 当社取締役）、東京女子医科大学の岡野光夫教授（現 当社取締役）らが発明したミセル化ナノ粒子技術による医薬品の開発を目的に、1996年6月に設立されました。

同教授らは、医薬品を封入したミセル化ナノ粒子が静脈内投与された場合、血中に薬物が長時間循環することができ、効果が持続する薬物キャリア（*1）となり得ることと、がん組織等の病変部へ集積（標的化）することを示しました。

当社では、同技術を利用した医薬品の実用化によって、従来の薬物療法より有効性と安全性が高まれば、これまで期待する効果が得られなかったがん等の難治性疾患の薬物療法をより有効にすることができると考えており、今後もミセル化ナノ粒子（高分子ミセル）（*2）技術のバイオニアとして同技術のポテンシャルを最大限に活かした製品開発を目指すとともに、当面は社会的ニーズと貢献度の高い抗がん剤事業に特化したグローバル展開を行っております。

(2) 当社技術の特長

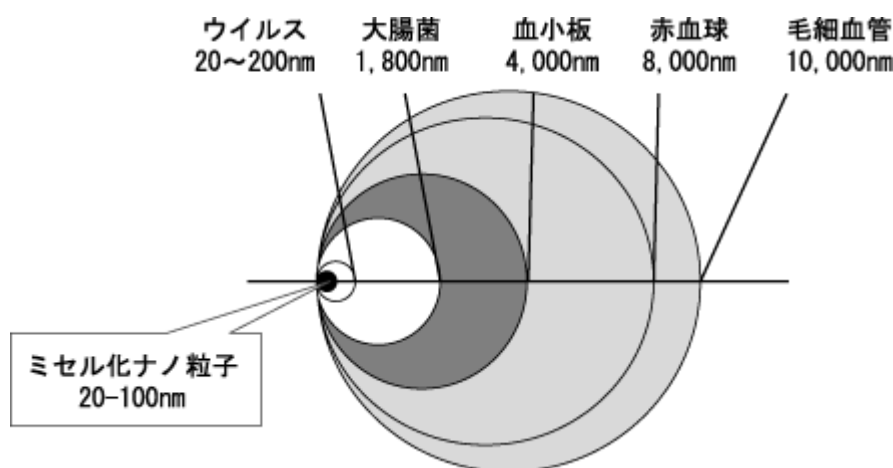
当社のコア技術であるミセル化ナノ粒子は、水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコール（PEG）からなる親水性ポリマーと水に溶けにくい性質を示すポリアミノ酸からなる疎水性ポリマーを分子レベルで結合させたブロックコポリマー（*3）から構成されます。

ブロックコポリマーを水中で拡散すると、外側が親水性で内側が疎水性という明確な二層構造を有する20～100ナノメートル（nm）（*4）サイズの球状の集合体であるミセルを形成します。このミセルの疎水性内核部分に薬物や生理活性物質を封入することができます。アミノ酸の種類や構造を化学的に変化させることで様々な化合物に対応が可能です。表面をPEGが覆うことで血液中での安定性を確保します。

ミセル化ナノ粒子を応用した医薬品開発の新薬開発上のメリットとしては、ミセル化ナノ粒子内からの薬物放出をコントロールすることで、副作用を引き起こす濃度以下に調整し安全性を高めるアプローチや、投与後の消失の速い薬物などの血中持続性を高めるアプローチ、腫瘍などへの薬物の移行量を増やすことで効果を高めるアプローチなどが期待できます。

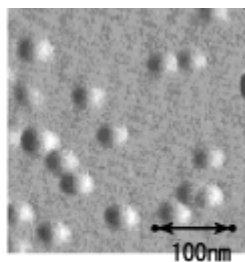
ミセル化ナノ粒子を利用した抗がん剤開発の患者に期待されるメリットとしては、患者の生存期間の延長やがん関連症状の緩和へつながる治療効果の増大、安全性の向上（＝副作用の軽減）、簡便な投与で通院治療が可能になるなどの負担軽減、日帰り治療の可能性などから医療費削減など、患者のQOL（*5）の向上を目指します。

<ミセル化ナノ粒子のサイズ>（当社作成）



<ミセル化ナノ粒子の一例>

(原子間力顕微鏡 (AFM) による)



出典:A. Harada and K. Kataoka,
Macromol. Symp. 172, 1-9(2001)

(3) 当社の事業展開

ビジネスモデルとその収益について

当社は、ミセル化ナノ粒子技術の特許等の知的財産として所有しており、ナノテクノロジーを応用した製造技術を基盤に創薬の研究開発を進め、事業化を行っております。当社では、有用性（有効性、安全性）を向上させた、医療ニーズに応える新規医薬品の開発、提供を目指しており、パイプラインの研究・開発を進めて製品化に到達するために、事業段階に応じた展開を図っております。

当社の現状のビジネスモデルは、ミセル化ナノ粒子技術を基盤とした()自社開発、()共同研究開発、()ライセンスアウトに加え、他社からの()ライセンスインの4つの形態をとっております。それぞれの内容は以下のとおりです。

() 自社開発

開発医薬品の上市又は臨床開発後期段階まで自社開発を推進することにより、製品付加価値が上がり、より大きな収入を確保することができます。しかしながら、これには多額の費用と人員を要することから、下述()の共同研究開発、()のライセンスアウトへ移行することも選択肢となります。

() 共同研究開発

当社のミセル化ナノ粒子技術に興味を示した提携先とミセル製剤化に関する共同研究契約を締結する場合があります。

この場合、提携先が所有する活性成分又は開発可能な活性成分を当社のミセル化ナノ粒子技術に応用し、新規医薬品として開発を進めます。フィージビリティスタディ段階からさらに先に進め、共同研究開発契約やライセンスアウトに進展することを目指しております。

() ライセンスアウト

()の自社開発又は()の共同研究開発の事業形態においては、研究開発の経過段階で、ライセンスアウトを行います。この場合は、ライセンス契約時点までの知的財産権を含む研究開発成果及び製造権の実施許諾に対する契約一時金（アップフロント）、所定の開発段階に到達したときに支払われるマイルストーン収入、医薬品上市後の販売高に対するロイヤリティ収入や製剤供給収入等が計上されることとなります。

ライセンス契約による提携は、当社が保有する特許権及びノウハウについての実施許諾、さらに当社が独占的な実施権を有する特許権の再実施許諾がベースとなります。ライセンス契約後の研究開発等の経費は提携先が負担することになり、当社の開発コスト及び開発リスクが軽減されます。

() ライセンスイン

()のライセンスアウトとは逆に、ミセル化ナノ粒子技術以外の他社が保有する有望な技術やパイプラインを導入し、当社が開発を行います。この場合は、当社が医薬品の承認・販売まで行うことで多額の販売収入を計上することになりますが、ライセンス元に対して当社がアップフロント、マイルストーン、販売高に対するロイヤリティや製剤供給費用を支払うこととなります。よって、一定の開発段階や承認後の販売段階で()のライセンスアウトに移行することも選択肢となります。

ライセンスインについては、開発後期段階の有望な医薬品候補を導入するため一定の費用が発生しますが、初期段階から開発を行うよりも短期間での上市が期待できるため、当社の収益の安定化に寄与するものと考えております。

各ビジネスモデルの収益については、医薬品の上市まで自社開発を行い、自社販売を行った場合、当該製品の販売による収入が計上されることとなりますが、当社においてはその段階まで進んでいるパイプラインはありません。

共同研究開発の場合には、提携先からの研究開発に対する製剤技術及びノウハウの開示による対価並びにミセル原薬及び製剤の供給収入が計上されることとなり、当社においては複数のパイプラインで当該収入を得てまいりました。

他社にライセンスアウトをする場合は、ライセンス契約時点までの研究開発成果に対する対価及び製剤の供給に対して提携時の契約一時金、所定の開発段階に到達したときに支払われるマイルストーン収入、開発医薬品上市後の医薬品販売高に対するロイヤリティ等の収入が計上されることになり、当社においては契約一時金や臨床試験開始に伴うマイルストーン収入を得ているパイプラインがあります。

当社では、開発医薬品の上市前に上述のような他社からの契約一時金収入、マイルストーン収入及び研究開発用の製剤供給に対する対価を得ることにより、開発医薬品上市前の研究開発費の負担を軽減し、財務面のリスクの極小化を図っております。

抗がん剤への特化について

抗がん剤の発見と開発の分野は製薬業界の研究開発の中でも最も活発な分野のひとつであり、近年開発が進められている新薬のなかでも、抗がん剤の占める割合は高いものの、未だ製品の改良や新規開発領域の残された分野でもあります。抗がん剤の中には、世界中の医療現場で汎用されながらも、薬物自体及び製剤化のために添加されている溶解剤による副作用が問題となっているものが多数あります。その中から当社は、タキサン系、白金系及びアントラサイクリン系の抗がん剤を選び、ミセル化ナノ粒子医薬品の開発を行っております。また、がん組織への選択性を高めるために、がん標的性のある抗体（*6）などをミセル化ナノ粒子の表面に結合させ、がん細胞への特異的な集積（アクティブターゲティング）（*7）を狙った次世代の抗がん剤を研究・開発しております。

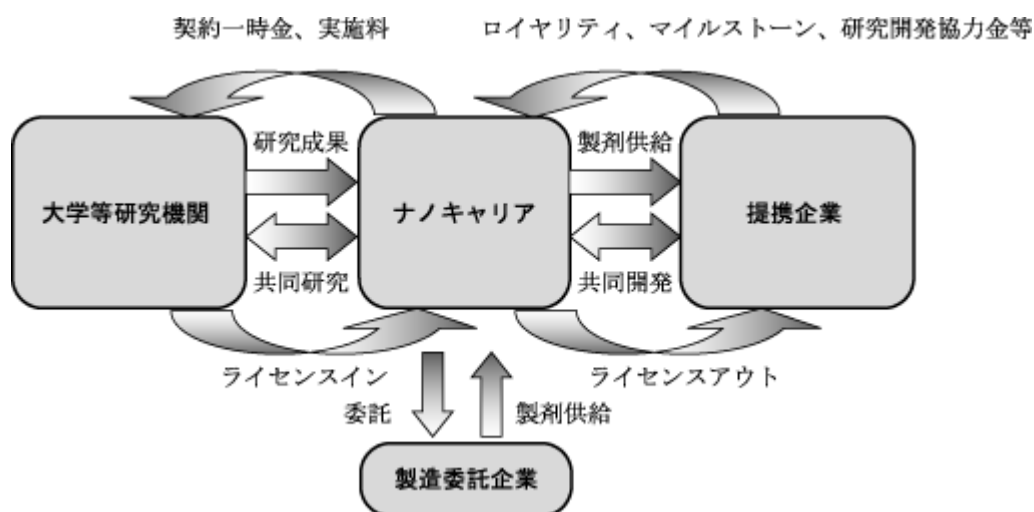
その他領域における開発と販売について

ミセル化ナノ粒子技術を応用した化粧品開発を行い、株式会社アルビオンとの共同開発に基づき、同社より販売中の化粧品原料を供給するとともに、同社との共同開発品であるスカルプトータルケア製品事業を共同で推進しております。

抗がん剤以外での早期収益化に向けた他技術の取り込みによる後期ステージパイプラインの拡充にも注力しており、セオリアファーマ株式会社との間で耳鼻咽喉科領域における医薬品の共同開発を行っております。

研究機関及び提携企業との連携について

当社は、大学発の研究成果（シーズ）を医薬品として実用化するために、大学又は研究機関から知的財産権のライセンスイン（独占的実施許諾権の獲得）及びこれら研究機関との共同研究を行っております。一方、上記のライセンスインをした知的財産権や共同研究の成果を提携企業に対してライセンスアウトする場合があります。また、これらの知的財産権や成果に基づき提携企業と共同開発を実施する場合があります。それらの提携関係は下図のとおりです。



(当社作成)

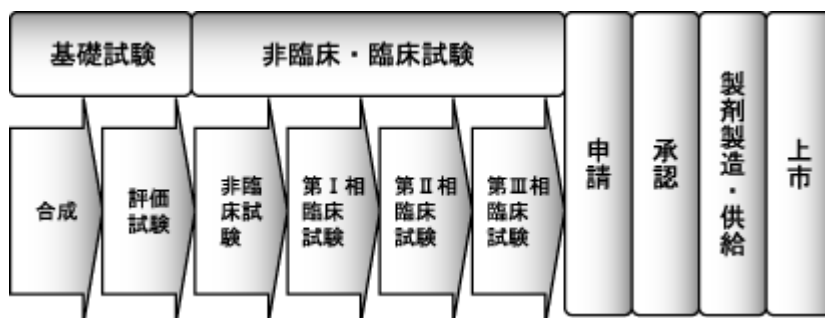
製造について

当社は自社開発医薬品、提携企業との共同開発医薬品にかかわらず、原則として自社が所有又は独占的实施権を有する特許やノウハウを利用して製品（ミセル原薬及びその中間体又は最終製剤）の製造を自社で行うことを目標としております。しかしながら、自社工場を所有することはその投資の大きさ、固定費の増加等から現状では現実的ではないと考えており、既に設備を保有し、GMP（*8）基準を満たしている医薬品製造受託企業との間で製品の製造委託契約を交わし、製品製造を委託しております。但し、委託製造といっても、全面的な委託ではなく、当社による原料供給、技術提供及び製造管理を行っており、原材料の受け入れから最終製品の品質保証まで当社が行っております。

医薬品開発の流れ

医薬品を研究・開発する標準的な段階は以下のとおりであり、日本製薬工業協会資料を参考に表示しております。この開発段階は日米欧でほぼ共通となっております。

< 医薬品開発の流れ >



< 各事業ステージの内容 >

ステージ		内容
基礎試験	合成	目標とするミセル化ナノ粒子を形成するポリマーの合成、ミセル化ナノ粒子の製造及び製剤化
	評価試験 (<i>in vitro</i> ・ <i>in vivo</i>)	製剤の有効性及び安全性を試験管内などの人工的な条件下で確認する試験 (<i>in vitro</i> 試験) 製剤の有効性及び毒性を動物を用いて予備的に確認する試験 (<i>in vivo</i> 試験)
非臨床・臨床試験	非臨床試験	実験動物を用いて、有効性及び安全性を確認する試験
	臨床試験	以下の各相があります。 第 相臨床試験 (P) : 少数健康成人 (但しがんの場合は患者) を対象にして、安全性及び薬物動態を確認する試験 第 相臨床試験 (P) : 少数の患者を対象にして、有効性、安全性及び用法・用量を確認する試験 第 相臨床試験 (P) : 多数の患者を対象にして、標準治療との比較により有効性及び安全性を確認する試験
製造販売承認の申請・承認	新薬承認	各国の審査機関による新薬の審査・承認

当社の主要パイプラインについて

本書提出日現在、当社が研究開発を進めている主要パイプラインは以下のとおりです。

() シスプラチンミセル (NC-6004)

シスプラチンは、その有効性により各領域のがん化学療法の中心的薬剤となっています。その一方でシスプラチンの腎機能障害、神経障害や催吐作用が極めて強いため、がん患者にとって苦痛度が高く、さらに投与の際には長時間にわたる大量の輸液が必要なことから、患者の生活の質 (QOL) を著しく低下させています。

当社は、シスプラチンが持つこれらの副作用を軽減し、かつ抗腫瘍効果の増強も期待できる新薬を目指し、ミセル化ナノ粒子を応用した新規化合物シスプラチンミセル (NC-6004) を開発しています。

() エピルピシンミセル (NC-6300)

エピルピシンは、乳がん、卵巣がん、胃がんなどの適応症で世界的に普及しているアントラサイクリン系抗がん剤ですが、投与を重ねると心臓疾患を引き起こすので、その使用が制限されています。

当社は、その副作用を軽減するために細胞内のpH変化に応答して薬物を効果的に放出するシステムを開発しています。細胞内に薬物が結合したミセル化ナノ粒子素材 (ブロックコポリマー) が取り込まれる際に、エンドソームと呼ばれる細胞膜が陥没して形成される小胞に取り込まれると考えられています。エンドソーム内のpHは酸性であることが知られており、このpHの低下により薬物とブロックコポリマーの結合が外れて、薬物が放出される作用機序を利用し、時限的かつ急激に薬物をがん細胞内に放出する効果が期待されます。

() VB-111

Vascular Biogenics Ltd. (イスラエル) からライセンスを受けた遺伝子治療製品です。当社のミセル化ナノ粒子製剤は、腫瘍細胞を標的にした治療薬を目指しているのに対し、VB-111は腫瘍血管を標的としてがんを兵糧攻めにするとともに、腫瘍免疫を惹起する効果が期待されます。ミセル化ナノ粒子とは異なるメカニズムによる治療製品をパイプラインに持つことで、がん領域における当社の選択肢が広がり、当社の将来的な経営基盤強化に資するものと考えております。

() ENT103

セオリアファーマ株式会社との共同開発パイプラインです。同社が有する中耳炎を対象疾患とした抗菌点耳薬であり、抗菌活性物質濃度は従来品の10倍程度あり、高い有効性が期待されるとともに、短期間で製造販売承認を取得することも期待されます。

() パクリタキセルミセル (NK105)

パクリタキセル (タキソール[®]) は乳がん、卵巣がん、肺がん、胃がんなどの適応症で世界的に普及している抗がん剤ですが、水に溶けにくいいため、製剤には特殊な溶媒が使用されております。その溶媒による副作用が生じることがあり、投与時に副作用軽減のための補助薬剤 (ステロイド剤、抗ヒスタミン剤及び抗潰瘍剤) を投与するなど医療現場での使いにくさがあります。当社はミセル化ナノ粒子技術を応用することにより、パクリタキセルを封入したミセル化ナノ粒子を開発しました。

現在、ライセンスアウト先である日本化薬株式会社において開発が進められております。

次世代パイプライン候補について

上述の臨床開発段階又は臨床試験計画中の主要パイプラインに続く次世代のパイプライン候補として、以下の研究開発を推進しております。

ADCM (センサー結合型ミセル)

ADCM (Antibody/Drug-Conjugated Micelle) は、アクティブターゲティングを可能とする次世代型プラットフォーム技術で、世界的に開発が活発化している抗体医薬ADC (Antibody Drug Conjugate: 抗体薬物複合体) の課題を補う次世代型DDS技術です。標的細胞を狙ったターゲティング療法であるADCMは、がん細胞に現れる特異的な抗原を認識する抗体をミセル化ナノ粒子表面に結合し、標的細胞への選択性を高めることができます。抗体と薬物が結合した従来のミサイル療法より多くの薬物を標的細胞に届けることができるため、高い効果と副作用の軽減が期待されております。

用語解説

- (* 1) 薬物キャリア
 薬物を封入するなどして、組織へ送達するためのシステムであり、薬物運搬体とも呼ばれます。当社のミセル化ナノ粒子や、リボソームなどが含まれます。
- (* 2) 高分子ミセル
 高分子ミセルとは、水に溶けやすい部分と水に溶けにくい部分を持つブロックコポリマーから形成される球状構造体のことです。水にも油にも溶ける両親媒性ブロックコポリマーを水に溶かすと、ある濃度範囲で外側に水に溶けやすい部分、また内側に水に溶けにくい部分を向けて自己会合し、明確な内核と外殻の二重構造を持つ球状構造体を形成します。この球状構造体を高分子ミセルといいます。
- (* 3) ポリマー
 ポリマーとは、1種類の単位化合物の分子が重合して、分子量が1万程度以上の化合物のことです。代表的なポリマーとしてはプラスチック類が挙げられます。医薬品として使われるポリマーは、生体内で分解される性質を有するものが多く存在します。
 ブロックコポリマーとは、2種類以上の異なるポリマーが結合したものであり、当社のポリマーは、水に溶けやすい親水性部分がポリエチレングリコール、水に溶けにくい疎水性部分がポリアミノ酸からなるブロックコポリマーです。
- (* 4) ナノメートル (nm)
 1ナノメートルは10億分の1メートルに相当します。
- (* 5) QOL
 Quality Of Lifeの略語で、主に患者の「生活の質、人生の質」を意味する言葉です。医療提供者が患者への治療効果を判定する際に、患者の人生の充実感や満足度から評価しようという考え方のことを言います。
- (* 6) 抗体
 抗体は、細菌やウイルスなどの抗原（免疫を誘発する物質）の刺激の結果、免疫反応によって生体内に誘導されるタンパク質で、抗原と特異的に結合する活性を持つものの総称です。
- (* 7) アクティブターゲティング
 アクティブターゲティングとは、例えば、がん細胞と選択的に結合するセンサーのような働きをする物質をミセル化ナノ粒子の表面に付けることで効率よく、積極的にがん細胞へ薬物を入れたミセル化ナノ粒子を送り届けることをいいます。センサーのような働きをする物質には抗体のような物質を使うことができます。
- (* 8) GMP
 ICH（日・米・EUの3極間で、新医薬品の製造承認に際して要求される資料を共通化することによって、医薬品開発の迅速化・効率化を目指す会議）によって協議・合意決定された取り決め事項を「ICHガイドライン」と呼び、日米EUでの医薬品開発におけるガイドラインとしての役目を果たします。ICHガイドラインは以下のような構成となっており、GMPはその一部です。

GLP (Good Laboratory Practice)	非臨床試験の実施基準	医薬品の製造販売承認申請などのために行われる安全性に関する非臨床試験データについて、信頼性を高めるための試験実施上の基準。
GCP (Good Clinical Practice)	臨床試験の実施基準	人を対象とした臨床試験（治験）が倫理的な配慮のもとに適正かつ科学的に実施されることを目的として定められた基準。
GMP (Good Manufacturing Practice)	製造管理及び品質管理の基準	製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般にわたって、医薬品の製造を行う者が守るべき要件を定めた基準。
GPMS (Good Post Marketing Surveillance Practice)	市販後の調査基準	市販後調査の適切な実施と調査資料の信頼性の確保を図り、医薬品の適正使用の確保を目的として定められた基準。

4【関係会社の状況】

当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
29	48.4	6.8	6,812

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数が前事業年度末に比べ13名減少したのは、主に組織体制の変更に伴う退職及び採用抑制によるものであります。

3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

4. 当社は医薬事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社は、「ナノテクノロジーを用いて新しい医薬品を創出し、人々の健康とQOLの向上に貢献する」ことをミッションとし、「がん領域のイノベーションファーマとして、世の中に必要とされる『ファーストワン』を目指す」ことをビジョンに掲げ、事業を推進しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は医薬品等の研究開発を主たる事業として展開しておりますが、新薬の開発には長期にわたり多額の研究開発投資を要するため、現時点では継続的な事業利益を計上する段階には至っておりません。

当社のビジネスモデルは、自社開発、共同研究開発、ライセンスアウト、ライセンスインの4つの形態をとっており、既存のパイプラインについては、その進捗状況、提携先の開拓状況、資金等を勘案したうえで、自社開発から共同研究開発又はライセンスアウトへ、共同研究開発からライセンスアウトへ移行することや、ライセンスインにより新規のパイプラインを獲得すること、また、化粧品事業等他分野へ進出すること等により、事業進捗の加速化、研究開発費の負担軽減、安定収入の確保等に努めております。

当社は、このような事業活動の推進により、早期に継続的な黒字化を実現することを中長期的な目標としております。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

当社は、既存事業であるミセル化ナノ粒子技術をコア技術とした医薬品開発を推進しつつ、引き続き提携等により、事業領域の拡大や新規事業分野への進出を効率的かつスピーディーに実施することで、さらなる成長を目指すことが必須と考えており、以下を優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題と認識しております。

選択と集中による効率的なプロジェクト運営

当社独自のミセル化ナノ粒子技術を利用した臨床開発パイプラインであるシスプラチンミセル（NC-6004）及びエピルピシンミセル（NC-6300）については、最優先プロジェクトとして早期の承認・上市を実現することにより、当社の企業価値を最大限に高めるという認識のもと、これらの臨床開発を引き続き推進してまいります。また、導入パイプラインであるVB-111についても、国際共同治験へ日本から参画することにより、早期の承認取得を目指します。

経営基盤の充実及び事業開発活動の推進

当社は、医薬品事業の経営基盤構築及び関連事業、周辺事業の拡大を加速させるためには、当社の内部経営資源を最大限に活用するとともに、M&A等を通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考えており、引き続き検討を進めてまいります。また、事業開発活動によりライセンスアウトや共同開発を行うことができる提携先の探索を推進するとともに、オープンイノベーションの推進による新規技術の獲得やパイプラインの拡充を目指します。

技術深化と他領域への応用範囲の拡大

医薬品以外の分野にも研究開発の応用範囲を広げ、特に化粧品事業の分野において既存製品の販売拡大と新製品開発を実現することにより、より安定した収入源の確保を目指します。

コーポレート・ガバナンスの充実

当社のビジョン実現のため、経営の効率性を高めつつ、株主及び投資家、患者、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

財務安定性の確保

当社は継続的に研究開発投資を行っており、今後も多額の投資が見込まれます。投資資金につきましては、当事業年度に実施した第三者割当による新株予約権の発行等により調達した資金及び事業活動から稼得される収益から確保すべく最大限の努力を行う方針ですが、今後も必要に応じて効率的かつ効果的な手法による資金調達を検討し、財務安定性を確保してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しましては、現時点において、主に以下の事象の発生を予想しておりません。

- ・臨床開発段階のパイプラインにおける患者登録の遅れに伴う試験期間の延長
- ・百貨店等における化粧品の店頭販売の低迷等に伴う当社化粧品材料供給収入の減少

当社の主たる事業は医薬品等の研究開発であり、上市された製品もないため、当社への影響は限定的と考えております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

1．パイプラインに関するリスク

(1) 既存のパイプラインの進捗に関するリスク（特に重要なリスク）

当社は、新規医薬品を創出することを目的に複数のパイプラインの研究及び開発を進めておりますが、当社のすべてのパイプラインは研究開発途中であり、臨床試験段階における有害事象の発生等により、開発中止や遅延等の可能性が常に存在します。また、当社が意図しない提携解消の可能性、臨床開発が一定の段階まで進捗した際にライセンスアウトできない可能性、ライセンスアウトできたとしても当社の望む契約条件とならない可能性等もあります。

これらが顕在化した場合、研究開発の遅延、研究開発コストの増加、将来の売上高の減少等により、投下資金の回収が困難又は遅延することとなり、株価の低迷や他のパイプラインへの悪影響等も想定され、研究開発計画及び経営成績等に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

当社は後述のとおり小規模組織であるため、選択と集中によるパイプラインの優先順位付けと絞り込みを行い、経営資源の効率的な投入、プロジェクト管理の徹底及び強化、医療ニーズや開発トレンドに応じた開発方針の変更、提携先の探索、新規パイプラインの拡充等により本リスクの低減に努めております。

(2) 新規パイプラインの拡充に関するリスク

当社は、現時点においては既存のパイプラインの進捗を最優先として推進しているものの、経営基盤強化のためには、新たなパイプラインを増やしていく必要があると考えており、研究段階プロジェクトの臨床段階へのステージアップ、提携やM&A等による他社の技術やパイプラインの導入も並行して検討を進めております。しかしながら、研究段階プロジェクトが想定通りに臨床段階へステージアップできない可能性、他社の技術やパイプラインの導入ができない可能性、導入できたとしても製造販売承認を取得できない可能性等があります。

これらが顕在化した場合、中長期的な事業計画、事業目標の達成が困難となるおそれがあります。また新規パイプラインの拡充は、既存のパイプラインのバックアップにもなりうるため、「(1) 既存のパイプラインの進捗に関するリスク」が顕在化した場合のリスクヘッジ機能が低下するおそれもあります。

このため、研究段階プロジェクトのステージアップについては、優先順位付けと絞り込みを行い、経営資源を効率的に投入しております。また、他社の技術やパイプラインの導入については、対象となる企業、技術、パイプライン等に関する詳細なデューデリジェンスを行うなど、意思決定に必要な十分な情報を収集し、企業価値、事業価値、シナジー等について慎重に評価検討することとしております。

2．研究開発資金の確保に関するリスク（特に重要なリスク）

当社はいち早く新薬の製造販売承認を取得すべく研究開発に邁進しておりますが、新薬の開発には長期にわたり多額の研究開発投資を要するため、営業キャッシュ・フローがマイナスの状態が続いております。当社において研究開発資金の確保は重要課題の1つであります。これまでに実施したファイナンス等により当面の研究開発資金の確保、またライセンスインやM&A等の支出にも対応できる資金の確保までできていると判断しております。しかしながら、研究開発が計画通りに進捗する保証はないため、研究開発の遅延等が生じ、研究開発資金に不足が予想された場合には新たな資金調達が必要となります。適切なタイミングで十分な資金調達ができなかった場合には事業存続に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

このため、選択と集中によるパイプラインや研究段階プロジェクトの優先順位付けと絞り込みを行い、経営資源の効率的な投入、プロジェクト管理の徹底及び強化、その他コスト削減策の実施等により支出を抑えております。また、資金調達が必要となった場合に備え、効果的かつ効率的な資金調達手段を検討しております。さらに、医療ニーズや開発トレンドに応じた開発方針の変更、提携先の探索等、多角的に本リスクの低減に努めております。

3. 小規模組織であることに関するリスク

(1) 人材の確保及び特定人材への依存に関するリスク

当事業年度末現在、当社は従業員数29名の小規模組織であります。限られた人的資源に依存しているため、従業員に業務遂行上の支障が生じた場合や大量に退職した場合には、各種業務に影響を及ぼすおそれがあります。また、事業ステージにあわせた採用計画を立案、実施しておりますが、想定したタイミングで適切な人材を採用できなかった場合も、各種業務に影響を及ぼすおそれがあります。

このため、教育訓練の実施、業務の文書化等、内部統制のフレームワークを活用した属人化の解消策等により、人材のバックアップ体制を拡充しております。また株式報酬制度の導入検討（本有価証券報告書提出日現在において決定）等による従業員へのインセンティブの付与や成果主義に基づく人事制度の導入等により従業員のモチベーション向上にも努めております。

(2) 第三者への依存に関するリスク

現在当社は、医薬品開発企業として必要な機能のすべては有していないため、それらの業務については外部へ委託しており、主には、臨床試験については開発業務受託機関に、治験薬の製造については医薬品製造受託機関等にそれぞれ委託しております。これら受託機関等の倒産、契約の解消、当社が望む条件で契約締結又は更新できない等の可能性があり、当社は第三者への依存度が高い状況にあるため、これらリスクが顕在化した場合、代替機関の選定や移管のためのコスト増、臨床試験の遅延等が生じ、事業継続に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

委託先とは相互利益の考えのもとに契約を締結しており、今後もこの考えを継続することで現契約の維持につながると考えております。また、定期的な連絡会議や担当者レベルでの日常的なコミュニケーション等により、関係の強化や認識の共有等にも努めております。万が一の事態に備え、代替候補先の探索検討を行うことでも、本リスクの低減を図っております。

(3) M&Aに関するリスク

当社は、医薬品事業の経営基盤構築及び関連事業や周辺事業の拡大のためには、提携やM&A等を通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考えており、適宜、探索や検討を進めております。また並行して、外部からのパイプラインの導入、製薬やバイオ企業への投資又は買収等も検討しておりますが、かかる導入、投資又は買収等が成功する保証はなく、想定した時期に提携やM&A等が成立する保証もなく、また、成立しても想定したシナジー効果が得られない可能性もあり、中長期的な事業目標が達成できないおそれがあります。

このため、提携やM&A等の検討にあたっては、対象となる企業に関する詳細なデューデリジェンスを行うなど、意思決定に必要な十分な情報を収集し、企業価値、事業価値とシナジー等について慎重な評価検討を行うこととしております。

4. その他のリスク

(1) 競合に関するリスク

当社はミセル化ナノ粒子技術をコアとして、現時点では主に抗がん剤領域の医薬品開発を実施しております。抗がん剤を含めた新規医薬品の市場は国内外を問わないことから、常に日本国内のみならず世界中の同業他社と競合状態にあります。当社としては、いち早く新薬の製造販売承認を取得すべく研究開発に邁進しておりますが、他社がより優位性のある製品を開発した場合、当社技術を利用した医薬品開発の成功確率が低下する可能性があり、事業継続に重大な影響を及ぼすおそれがあります。また将来当社が製造販売承認を取得した後に他社がより優れた製品の製造販売承認を取得した場合、将来の売上高の減少等により、経営成績等に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

このため、技術の改良や深化に努めて当社技術の優位性を確保し続けるとともに、他分野への進出や他社の技術の導入等により本リスクの低減を図っております。

(2) 知的財産に関するリスク

当社が現在臨床開発を推進しているパイプラインは、当社が保有又は当社が他者からライセンスインをしている特許権若しくは特許出願を基礎とするものであり、これらの特許は医薬品市場の大きい米国、ヨーロッパ及び日本を含むアジアを中心に出願されております。

しかしながら、現在出願中の特許が全て成立するとは限らず、また、当社が事業活動を行う全ての地域又は競合相手が存在する全ての地域において特許を出願しているわけではありません。また、特許が成立しても、当社の研究開発を超える優れた研究開発により当社の特許に含まれる技術が淘汰される可能性は常に存在します。これらが顕在化した場合、当社パイプラインの開発継続が困難になるなど、事業継続や経営成績等に重大な影響を及ぼすおそれがあります。さらに、当社の今後の事業展開の中でライセンスインする必要がある特許が生じ、そのライセンスインができなかった場合や、多額の実施料の支払いが必要になった場合には、研究開発コストの増加など、事業計画や経営成績等に影響を及ぼすおそれがあります。

なお、当事業年度末現在において、当社の開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生した事実はありませんが、他者が当社と同様の研究開発を行っていないという保証はなく、今後も当社が他者の特許に抵触するような問題が発生しないという保証はありません。このような問題を未然に防止するため、当社及び特許事務所等を通じた特許調査を実施しており、現時点において当社技術が他者の特許に抵触しているという事実は認識しておりません。しかし、当社のような研究開発型企業にとって、このような知的財産権の侵害に関する問題の発生を完全に回避することは困難であり、第三者との間で特許権に関する紛争が生じた場合又は当社が共同研究開発の相手方と第三者の紛争に巻き込まれた場合には、事業戦略や経営成績等に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 製造物責任に関するリスク

医薬品の開発及び製造には、製造物責任のリスクが内在します。将来、当社が開発し製品として販売された医薬品が健康障害を引き起こした場合若しくは臨床試験、製造、営業又は販売において不適当な点が発見された場合、当社は製造物責任を負うこととなり、売上高の減少や損害賠償費用等、経営成績等に重大な影響を及ぼすおそれがあります。また、たとえ当社に対する損害賠償の請求等が認められなかったとしても、損害賠償請求が与えるネガティブなイメージにより、当社及び当社が開発した医薬品に対する信頼性に悪影響を及ぼし、事業継続に影響を及ぼすおそれがあります。

現時点において当社の医薬品事業は研究開発段階であるため、本リスクの可能性は製造業務、つまり委託先に内在すると考えており、製造委託機関への監査等を実施することで、品質管理とその維持に努めております。

(化粧品事業については、「(4) 化粧品事業に関するリスク」を参照)

(4) 化粧品事業に関するリスク

当社はミセル化ナノ粒子技術の応用範囲を広げ、株式会社アルピオンとの共同開発により、化粧品事業を展開しております。当社は主に、同社に対し化粧品の材料供給を行っております。

化粧品業界は、参入障壁が低いこともあり、激しい企業間競争にさらされておりますが、当社は同社とともに既存の製品にない画期的な製品を開発し、また同社の持つブランド力、マーケティング力及び販売力を活用することにより、現時点において化粧品事業は堅調に進捗しております。しかしながら、他社がより優位性のある製品を発売した場合や、顧客のニーズの移り変わりなど、市場から受け入れられなくなるリスクは常に存在し、これらのリスクが顕在化した場合、化粧品材料供給収入の減少等、経営成績等に影響を及ぼすおそれがあります。このため、消費者ニーズのタイムリーな把握による製品の改良、新製品の開発等により本リスクの低減に努めております。

また、化粧品事業は株式会社アルピオンに対する依存度が高く、契約の解消や当社の望む条件で契約更新できなかった場合等、化粧品事業の継続に重大な影響を及ぼすおそれがあります。同社とは相互利益の考えのもとに契約を締結しており、今後もこの考えを継続することで現契約の維持につながると考えております。また、定期的な連絡会議や担当者レベルでの日常的なコミュニケーション等により、関係の強化や認識の共有等にも努めております。

さらに、当社の供給する原材料等の品質管理には検査の徹底等により万全を期しておりますが、品質や安全性について疑義が生じた場合は、化粧品材料供給収入の減少等により経営成績等に影響を及ぼすおそれがあり、また結果的に当社の製品及び原材料に品質欠陥や安全性に関する問題が生じなかった場合においても、風評被害等により、同様の影響を受けるおそれがあります。このため、製造委託機関による品質適合検査の実施及び当社による検査結果の確認等により、品質管理とその維持に努めております。

5. 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界各国の経済活動に影響が及んでおります。当社の主たる事業は医薬品等の研究開発であり、上市された製品もないため、当社への影響は限定的と考えておりますが、臨床開発段階のパイプラインにおける患者登録の遅れに伴う試験期間の延長、百貨店等における化粧品の店頭販売の低迷等に伴う当社化粧品材料供給収入の減少等の可能性があり、本リスクは今後、新型コロナウイルス感染症の収束後数ヵ月乃至数年程度存在すると予想しております。については、治験登録施設の追加等を実施しておりますが、臨床開発の遅延による開発コストの増加、将来の売上高の計上時期の遅れ等の可能性があり、については、対策が困難であるため、化粧品材料供給収入の減少等の可能性が高く、いずれも経営成績等や事業展開に影響を及ぼすおそれがあります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善が継続し、景気は緩やかな回復基調で推移してはりましたが、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により経済活動の停滞長期化が懸念され、国内外ともに先行き不透明で予断を許さない状況になっております。

このような経済環境のもと、当社は主要パイプラインの開発推進、新規パイプラインの探索、提携先の開拓などに積極的に取り組んでまいりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の当事業年度における業績への影響につきましては、感染拡大に伴う株式市場の低迷等により、当社の保有する株式の時価が著しく下落したため減損処理を行い、投資有価証券評価損を計上しました。当社の主たる事業は医薬品等の研究開発であり、上市された製品もないため、その他の影響につきましては軽微であったと判断しております。

(主要パイプラインの進捗状況)

主要パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

シスプラチンミセル (NC-6004) につきましては、ライセンス先であるOrient Europharma Co., Ltd. (台湾、以下「OEP」といいます。) と共同でグローバルに臨床試験を推進しております。欧米地域における頭頸部がんを対象としたNC-6004及び免疫チェックポイント阻害剤「キイトルーダ®」との併用による第 相臨床試験は、2019年7月より投与を開始し、推進中であります。一方、日本を含むアジア地域における肺がんを対象とした第 相臨床試験は、近年の肺がん治療の進歩により、併用薬であるゲムシタピンによる単独療法が第一選択ではなくなったことを鑑み、2019年12月、日本国内において本試験に基づく製造販売承認申請は行わないことを決定いたしました。なお、国内データでは、NC-6004併用による生存期間の延長が示唆されており、将来的な国内開発の可能性について引き続き検討してまいります。

エピルピシンミセル (NC-6300) につきましては、米国で軟部肉腫を対象に第 / 相臨床試験を実施中です。対象疾患として第 相パート試験で有効性が示唆された軟部肉腫の一種である血管肉腫にターゲットを絞り、有効性及び安全性を確認する追加試験の実施を決定し、2019年10月に投与を開始しております。なお、本剤は米国食品医薬品局 (FDA) より本適応に対するオーファンドラッグの指定 1 を受けております。

パクリタキセルミセル (NK105) につきましては、日本を含むアジア地域を対象としたライセンス先である日本化薬株式会社から、乳がんを対象に第 相臨床試験を実施中の旨発表されております。

1 オーファンドラッグ指定 (希少疾病用医薬品指定)

米国における患者数20万人以下の希少疾病に対する新薬開発を促進するために米国FDAが与えるもので、オーファンドラッグの指定を受けると、7年間の排他的先発販売権が与えられます。また、米国政府からの補助金の獲得、臨床研究費用の税額控除、FDA申請における医薬品審査手数料の免責、治験実施計画書の審査に対しての優遇措置が受けられます。

（導入パイプラインの進捗状況）

導入パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

Vascular Biogenics Ltd.（イスラエル、以下「VBL」といいます。）から国内の開発及び販売権に関するライセンスを取得した遺伝子治療製品「VB-111」につきましては、現在、同社が米国を中心にプラチナ抵抗性卵巣がんを対象に国際共同第 相臨床試験（OVAL試験）を実施しております。当社は、2019年11月、同パイプラインの国内開発に関し、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法 2）に基づく第一種使用規程の厚生労働大臣・環境大臣連名による承認を取得いたしました。さらに、2020年3月、VBLが実施中のOVAL試験に関し、第三者委員会による中間解析において試験の継続が推奨された旨、同社から発表されました。これを踏まえ、当社はOVAL試験に日本から参画する方針を決定し、国内治験開始に向けた各種準備を進めております。

セオリアファーマ株式会社との間で共同開発を行っている耳鼻咽喉科領域における開発候補品（ENT103）につきましては、国内において中耳炎を対象とした第 相臨床試験を実施しており、2019年5月に登録を開始しております。本剤は抗がん剤の開発と比べ短期間で製造販売承認を取得することが期待できることから、患者のQOL向上に役立つ医薬品として早期にお届けすることを目指しておりますが、対象患者が例年より少なかったことや新型コロナウイルスの影響等により患者登録が当初の想定を下回っていることから、試験期間の延長を見込んでおります。

2019年4月、株式会社エイオンインターナショナルから「Acti-PRP（血球細胞分離機）」の国内販売権を取得しました。多血小板血漿（PRP）は細胞の成長を促す成長因子を豊富に含み、局所に注入することで組織の修復などを促します。PRPを用いた治療は整形外科領域などで行われておりますが、当社は婦人科領域における不妊治療への応用として、産婦人科PRP研究会の会員施設に対し「Acti-PRP」を販売し、あわせて臨床研究を実施しております。患者のQOL向上という当社理念に基づき、再生医療分野へも進出し、国内初の新規事業として展開しております。

2 カルタヘナ法

生物の多様性を保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるもの（人の健康に対する危険も考慮したもの）の安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することに寄与することを目的として2003年に国際発効したカルタヘナ議定書を日本で実施するための法律です。遺伝子組換え生物等を用いた遺伝子治療臨床試験は、カルタヘナ法における拡散防止措置を執らざるに使用等（第一種使用等）に該当します。遺伝子治療用製品の治験の実施にあたっては、第一種使用規程を定め、生物多様性影響評価書を提出して大臣承認を受ける義務があります。

（新規開発パイプラインの進捗状況）

新規開発パイプラインにつきましては、当社独自の先進基盤技術である抗体/薬物結合型ミセル「ADC（Antibody/Drug-Conjugated Micelle）」を次世代型DDS医薬品技術として開発しております。センサーとなる抗体などを結合したActive型ミセル化ナノ粒子は、標的とする組織、細胞へのターゲティング性能を高めることが期待されます。技術進化として、センサー機能の拡大に向けた共同研究などを実施しており、JCRファーマ株式会社との間では、脳内デリバリー創薬に関する共同研究契約を締結し、当社のADC技術や、同社が有する脳内に薬剤を届けるための独自技術であるJ-Brain Cargo®（血液脳関門通過技術）など、両社が持つ技術や知見を融合し、革新的な脳内デリバリー医薬品の実現を目指した共同研究を推進しております。

（事業開発の状況）

事業開発活動につきましては、2019年5月、主要パイプラインであるNC-6004の推進において、OEPとのより強固な協力体制を確保し業務提携内容の拡充を図るために、同社の100%子会社であるCyntec Co., Ltd.へ当社普通株式705,800株を割り当てる第三者割当増資を行っております。また、2019年4月、株式会社エイオンインターナショナルとの間で同社の「Acti-PRP」の国内販売代理店契約を締結し、販売を開始しております。

（化粧品事業の状況）

化粧品事業につきましては、株式会社アルピオンが販売する美容液エクラフチュール及び薬用美白美容液エクシアALホワイトニングイマキュレートエッセンスIDD用の原材料を供給しております。また、同社との共同開発製品であるスカルプトータルケア製品「Depth（デプス）」事業を共同で推進しております。

さらに、化粧品開発における皮膚浸透性の研究を基に、皮膚科領域における医薬品開発の可能性を見いだしており、今後、皮膚科領域での医薬品にも応用展開を目指してまいります。

以上の結果、当事業年度は、開発マイルストーン収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上、PRP事業に係る医療機器売上等により売上高は552,973千円（前事業年度売上高496,732千円）、営業損失は1,105,796千円（前事業年度営業損失1,802,313千円）、経常損失は1,144,436千円（前事業年度経常損失1,774,496千円）、当期純損失は2,009,676千円（前事業年度当期純損失1,808,510千円）となりました。なお、当事業年度におきまして、以下の営業外費用、特別利益及び特別損失を計上しております。

- ・外国為替相場の変動による為替差損9,231千円を営業外費用に計上しております。これは主に、当社の保有する外貨建預金の評価替えにより発生したものであります。
- ・第17回行使価額修正条項付新株予約権及び第18回新株予約権の発行に伴い、新株予約権発行費9,267千円を営業外費用に計上しております。
- ・行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に伴い、社債発行費4,570千円を営業外費用に計上しております。
- ・行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第17回行使価額修正条項付新株予約権の発行に係る払込みについては、金銭による払込みに代えて、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債が出資されたため、その差額92,368千円を社債償還益として特別利益に計上しております。
- ・投資有価証券の一部を売却したことによって、投資有価証券売却損259,533千円を特別損失に計上しております。
- ・投資有価証券のうち、取得価額に比べ時価が著しく下落し、その回復可能性があるかと認められないものについて減損処理を行ったことによって、投資有価証券評価損692,000千円を特別損失に計上しております。
- ・営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため、当社が保有する固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによって、減損損失4,214千円を特別損失に計上しております。

当事業年度末における財政状態につきましては、2019年4月25日開催の取締役会において、株式会社ウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務めるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当の方法による行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第17回行使価額修正条項付新株予約権及び第18回新株予約権の募集を行うことを決議し、2019年5月13日付で割当を実施いたしました。なお、行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第17回行使価額修正条項付新株予約権の発行に係る払込みについては、金銭による払込みに代えて、当社が2015年10月8日に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の、2019年4月25日時点で残存する全部が出資されたため、実質的には第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の条件変更（リファイナンス）としての効果を有しております。

また、2019年4月25日開催の取締役会において、当社との間で資本業務提携を行っているOEPの100%子会社であるCyntec Co., Ltd.に対する第三者割当による新株式の発行を決議し、2019年5月13日付で割当を実施いたしました。

以上の結果、資産は、前事業年度末に比べ376,384千円増加し、8,944,563千円となりました。負債は、主に上記リファイナンス及びその後の転換社債型新株予約権付社債の転換により、前事業年度末に比べ2,513,016千円減少し、175,596千円となりました。純資産は、主に当期純損失の計上並びに第三者割当増資、新株予約権の行使及び転換社債型新株予約権付社債の転換による株式の発行等により、前事業年度末に比べ2,889,400千円増加し、8,768,967千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前事業年度末に比べ905,309千円増加し3,970,643千円となりました。当事業年度のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、研究開発の推進に伴う研究開発費の支出等による税引前当期純損失2,006,046千円に、社債償還益92,368千円、投資有価証券売却損259,533千円、投資有価証券評価損692,000千円、売上債権の減少額69,414千円、前渡金の増加額71,006千円等の調整がされた結果、1,138,665千円の支出（前事業年度は2,037,259千円の支出）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、112,337千円の支出(前事業年度は992,275千円の支出)となりました。定期預金の預入による支出1,705,989千円、定期預金の払戻による収入2,702,149千円、有価証券の取得による支出7,500,000千円、有価証券の償還による収入6,500,000千円、投資有価証券の取得による支出108,285千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,161,503千円の収入(前事業年度は3,384,637千円の収入)となりました。第三者割当による株式の発行による収入295,399千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入1,872,886千円等によるものです。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っていませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
販売高(千円)	前年同期比(%)
552,973	111.3

(注) 1. 主要な輸出先並びに輸出版売高及び割合は、次のとおりであります。

なお、()内は総販売実績に対する輸出版売高の割合であります

輸出先	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
アジア	259,576	100.0	317,696	100.0
合計	259,576 (52.3%)	100.0	317,696 (57.5%)	100.0

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Orient Europharma Co., Ltd.	259,576	52.3	317,696	57.5
株式会社アルピオン	169,250	34.1	132,750	24.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は7,919,858千円(前事業年度末は6,985,895千円)となり、933,963千円増加しました。これは主に、当期純損失の計上があったものの、新株予約権の行使請求等による収入が上回ったことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は1,024,704千円(前事業年度末は1,582,283千円)となり、557,578千円減少しました。これは主に、投資有価証券の一部売却及び投資有価証券評価損の計上によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は148,410千円(前事業年度末は178,356千円)となり、29,946千円減少しました。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は27,186千円(前事業年度末は2,510,256千円)となり、2,483,070千円減少しました。これは主に、リファイナンスにより発行した行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債が全て転換されたことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は8,768,967千円(前事業年度末は5,879,566千円)となり、2,889,400千円増加しました。

(2) 経営成績

当事業年度における経営成績については、「(業績等の概要) (1)業績」をご参照ください。

(3) キャッシュ・フロー

当社は現在、主たる定例的な営業収益がありませんので、研究開発の推進に伴う研究開発費の支出を、主に株式の発行による収入で賄っております。当事業年度末日現在の資金残高は3,970,643千円ですが、一時的な余剰資金については預金又は元本維持を原則とした安全かつ流動性の高い金融商品等に限定して運用しており、それら預金や金融商品まで合わせますと7,578,929千円となります。

一方支出側としましては、当事業年度の経常損失は1,144,436千円、進行期であります第25期の予想経常損失が1,496百万円でありますので、当面の研究開発資金の確保、また事業の進捗によるライセンスインやM&A等の支出にも対応できる資金の確保までできていると判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しましては、以上のとおり、当面の資金の確保ができておりますので、現時点において、当社キャッシュ・フローへの影響は軽微と考えております。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導出契約

実施許諾基本契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
日本化薬株式会社 (2002年6月12日)	2002年3月31日から、日本化薬株式会社がバクリタキセル含有ポリマーミセル(以下「本ミセル」という。)又は本ミセル化成分を含有する医薬品製剤(以下「本医薬品製剤」という。)の研究、開発、製造または販売を行っている間。	<p>当社は、日本化薬株式会社に対し、日本及びアジアにおいて、本ミセル及び本医薬品製剤を研究、開発、製造、使用及び販売する独占的実施権(再実施許諾権付)を日本化薬株式会社に許諾し、その他の地域において、本医薬品製剤を販売する非独占的実施権を許諾する。</p> <p>本ミセル及び本医薬品製剤の開発は日本化薬株式会社が実施し、当社は同社より、契約一時金及び開発ステージに応じたマイルストーンの支払いを受ける。</p> <p>製品の上市後、日本化薬株式会社は、当社に対し、正味販売高に一定料率を乗じたロイヤリティを支払う。ロイヤリティは、当社の工業所有権のすべてが消滅した時、又は本医薬品製剤を最初に上市した日から10年のいずれか遅い日まで支払われる。</p>

EXTENDED LICENSE AGREEMENT for NC-6004 Technology

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Orient Europharma Co., Ltd. (2012年11月7日)	2012年11月7日(本契約締結日)から、NC-6004の開発、製造又は販売を行っている間。	<p>当社はOrient Europharma Co., Ltd. (OEP) に対し、アジア地域(日本、中国、インドを除き、オセアニアを含む。以下同じ)を対象とするシスプラチンミセル(NC-6004)の開発及び販売権に加え、ミセル原薬及び最終製剤に関する全世界における非独占的製造権を付与する。</p> <p>アジア地域におけるNC-6004の開発に関しては、OEPが主体となり、当社は共同開発の立場で協力する。開発費用についてはOEPが負担する。</p> <p>OEPは、非独占製造権に対する対価として、開発、販売の段階に応じて当社に対し、最大で総額8億円のマイルストーンを支払うほか、販売数量に応じたロイヤリティの支払いを行う。</p> <p>また、当社は製造に必要な原料の供給を行い、OEPはこの対価を支払う。</p>

License and Collaborative Development Agreement for NC-6004 Technology

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Orient Europharma Co., Ltd. (2018年7月20日)	2018年7月20日(本契約締結日)から、NC-6004の開発、製造又は販売を行っている間。	<p>当社はOrient Europharma Co., Ltd. (OEP) に対し、欧米地域を含み日本を除く地域におけるNC-6004の開発に関し、免疫チェックポイント阻害剤との併用かつ頭頸部癌に適応症を限定した範囲で開発権を付与し、OEPと当社は国際共同開発を行う。</p> <p>当該開発権付与の対価として、OEPは開発の段階に応じて当社に対し、総額8百万米ドルの開発マイルストーンを支払うほか、共同ライセンスアウト後の将来収益に応じたロイヤリティの支払いを行う。</p>

(2) 技術導入契約
 実施許諾契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社先端科学技術イン キューベーションセンター (現：株式会社東京大学TL0) (2001年1月26日)	2001年1月26日から、対象 特許が消滅するまで。	株式会社東京大学TL0は、株式会社東京大学TL0が所有する特許「シスプラチン内包高分子ミセル」について、日本国内及び当社が希望する外国において、シスプラチン内包ミセル等を開発、製造、販売することができる再実施許諾権付きの独占実施権及び専用実施権を当社に許諾する。 当社は、実施権の対価として、一時金及び当社が実施した場合は当社の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾した場合は再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を株式会社東京大学TL0に支払う。

License Agreement

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
エーザイ株式会社 (2014年6月23日)	契約締結後、ロイヤリティ 支払期間（製品販売開始日 から10年間又は契約発効日 から25年間のいずれか短い 期間）又はマイルストーン 分配期間（契約発効日から 10年間）のいずれか長い期 間。	エーザイ株式会社（以下、「エーザイ」）は、全世界を対象に、エーザイ所有の新規医薬品候補の開発・販売等を行う権利を当社に付与し、これに基づき当社が臨床試験実施に向けて研究開発を進める。エーザイは、開発ステージが進んだ段階で、当社から本新規医薬品候補の開発・販売等を行う権利を買い戻すための優先交渉権を有する。 当社はエーザイに対して、契約締結時に契約一時金及び開発ステージが一定の段階に進んだ段階で一定のマイルストーンを支払う。

DEVELOPMENT, COMMERCIALIZATION AND SUPPLY AGREEMENT

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Vascular Biogenics Ltd. (2017年11月3日)	契約締結日から「VB-111」 の日本国における製品販売 終了又はロイヤリティ対象 期間（データ保護期間中若 しくは知財存続期間又は日 本国初回販売開始時から15 年間のいずれか長い期間） 終了のいずれか長い期間。	Vascular Biogenics Ltd.（以下、「VBL」）は、遺伝子治療製品「VB-111」の日本国における開発及び商業化に関する再許諾権付の独占実施許諾権を当社に付与する。 本契約に基づき、VBLは当社に「VB-111」を供給し、当社は日本における商業化に向けた臨床開発及び販売を担当する。 当社はVBLに対して、契約締結時に契約一時金150万米ドルを支払う。また開発ステージが一定の段階に進んだ段階で一定のマイルストーンや、上市後は売上に応じた対価を支払う。

(3) 供給契約

供給契約書及び確認書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
日油株式会社 (2014年2月7日)	ポリマー供給に関する新たな契約が締結・発効するまで。	当社及び当社の提携先が、ミセル化ナノ粒子を利用した新規医薬品の研究・開発・製剤の商業的製造のために必要とするポリマーを、日油株式会社が当社に独占的に製造供給する供給契約書の契約期間満了(2013年12月15日)後も、合意した条件に従い、同社よりポリマー製造供給を受ける。

(4) その他の契約

共同開発契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社アルピオン (2016年3月24日)	2015年7月30日から、2021年3月31日まで。	当社と株式会社アルピオン(以下、「アルピオン」)は、当社が所有する最新の医薬品技術を応用した新しい化粧品素材の共同開発を行い、その素材を使用した化粧品をアルピオンが製品化する。 当社は、化粧品素材として使用される原料の供給を行い、アルピオンは、本素材を用いた新しい化粧品の製造・販売に向け、開発を推進する。 アルピオンは当社に対し、当社技術利用の対価として一定額を支払う。また、当社から供給された原料の対価を支払う。

共同開発及び共同商業化に関する契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
セオリアファーマ株式会社 (2018年6月14日)	2018年6月14日から、両社が解約に合意するまで。	当社とセオリアファーマ株式会社(以下、「セオリア」)は、セオリアが所有する医療用医薬品候補物の商業化に向けた共同開発を行い、製造販売承認の取得及び販売を早期に開始するため、相互に協力し推進する。

5【研究開発活動】

当社における研究開発は、研究部及び臨床開発部を中心に実施しております。当事業年度末現在で、研究開発スタッフは20名にのぼり、これは総従業員の69.0%に当たります。

当社は当事業年度において、以下のような研究開発活動を実施しており、研究開発費の総額は1,152,750千円となりました。

(1) 当社の研究開発活動の概要

「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、当社の主たる事業目的は、日本発のナノテクノロジーを応用したミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に貢献することです。

前述のとおり当社の研究開発活動は、研究部及び臨床開発部を中心に実施しておりますが、共同研究契約を締結している場合は締結先との共同研究により実施しております。

(2) サイエнтиフィック・アドバイザリーボードについて

当社は、社外専門家からの専門的な意見や提言を当社の更なる研究開発の推進及び事業運営に生かすことを目的に、サイエнтиフィック・アドバイザリーボードを設置しております。当社のコア技術であるミセル化ナノ粒子技術の専門家からの知見や見識に基づく助言及び提言を受けるとともに、最先端の研究成果を当社の研究開発に生かすことにより、より効率的でより高い研究開発成果を得る体制を整えております。

(3) 当社の開発品目ごとの研究開発状況について

< 開発品目 >

当社の開発品目は、現在、主要パイプライン4品目が臨床試験の段階にあり、1品目が臨床試験計画中であります。この他、新規開発パイプラインの研究開発を進めており、グローバルな事業展開を目指しております。

(主要パイプライン)

各パイプラインの概要は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 当社の主要パイプラインについて」に記載のとおりであります。

(新規開発パイプライン)

次世代パイプライン候補の概要及び進捗状況は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 次世代パイプライン候補について」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施しました設備投資の総額は219千円であり、この内訳は本社研究所の医薬品製造機器等によるものです。

2【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物附属 設備	機械及び 装置	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社研究所 (千葉県柏市)	医薬事業	研究開発施設	0	146	- (-)	0	146	19
東京オフィス (東京都中央区)	医薬事業	事務処理施設	0	-	- (-)	0	0	10
iCONMラボ (川崎サテライト研究所) (神奈川県川崎市川崎区)	医薬事業	研究開発施設	0	0	- (-)	0	0	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、構築物、工具、器具及び備品並びにソフトウェアであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 本社研究所、東京オフィス及びiCONMラボは賃借物件で、その概要は次のとおりであります。

事業所名	所在地	年間賃借料	床面積	賃借先
本社研究所	千葉県柏市	41,288千円	1,277.15㎡	増田 文夫
東京オフィス	東京都中央区	18,660千円	285.59㎡	株式会社大野屋旅館
iCONMラボ	神奈川県川崎市川崎区	3,694千円	61.57㎡	公益財団法人川崎市産業振興財団

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,122,800
計	130,122,800

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	66,057,401	66,057,401	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株で あります。
計	66,057,401	66,057,401	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】
 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2014年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 14
新株予約権の数(個)	455
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 45,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,620
新株予約権の行使期間	2016年4月3日から2021年4月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,620 資本組入額 810
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能。 ・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

決議年月日	2014年 8月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 6
新株予約権の数(個)	125
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,372
新株予約権の行使期間	2016年 9月 3日から2021年 9月 2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,372 資本組入額 686
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。 ・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

決議年月日	2015年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5 監査役 3 従業員 44 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	20,610
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,061,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,140
新株予約権の行使期間	2015年11月2日から2022年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,140 資本組入額 570
新株予約権の行使の条件	<p>・新株予約権者は、発行会社が下記ア乃至ウに掲げる条件(マイルストーン条項)を達成した場合に限り、各新株予約権者が当初割当てられた本新株予約権の数(以下、「当初割当数」という)に、ア乃至ウに規定する割合を乗じた数の本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>ア 発行会社が2015年5月14日に開示した「平成27年3月期 決算短信(非連結) 1:経営成績・財政状態に関する分析 (1)経営成績に関する分析 開発パイプラインの状況」に記載された「NK105」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%</p> <p>イ 発行会社が2015年5月14日に開示した「平成27年3月期 決算短信(非連結) 1:経営成績・財政状態に関する分析 (1)経営成績に関する分析 開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、承認申請を行った場合。当初割当数の20%</p> <p>ウ 発行会社が2015年5月14日に開示した「平成27年3月期 決算短信(非連結) 1:経営成績・財政状態に関する分析 (1)経営成績に関する分析 開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%</p> <p>ア乃至ウのマイルストーンの全てを達成した場合に、残余の本新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。</p> <p>当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権者に対しその旨及び行使開始日を通知するものとする。</p> <p>・各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
2. 発行価格は、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第16回新株予約権	
決議年月日	2018年4月9日及び2018年4月12日
新株予約権の数(個)	1,813
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,813,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 715(注)3、4
新株予約権の行使期間	2018年5月1日から2020年5月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、行使期間満了に伴い全て消滅しております。

(注)1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 本新株予約権の目的となる株式の数に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株で確定しており、4.に定める行使価額が修正されても変化しない。但し、下記(2)、(3)及び(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が5.の規定に従って、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、5.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る5.(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、5.(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は次のとおりであります。

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初715円とする。

4. 行使価額の修正に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が429円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 下限行使価額ですべて行使が行なわれた場合の資金調達額は、2,806,350,955円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)であります。

5. 行使価額の調整に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記、及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記、及び にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整前行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数に含まないものとする。

- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が4. に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 割当先との間で締結している第三者割当て契約（以下「第三者割当て契約」という。）において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認を要する旨が定められています。
8. 当社の株券の売買に関する事項について、割当先との間で特段の取決めはありません。
9. 本新株予約権における上記以外の主な特質等は次のとおりであります。
- (1) 各本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の目的である株式1株当たり5,555円（1個当たり5,555円）とする。
- (2) 本新株予約権の取得に関する事項は次のとおりであります。
- 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり5,555円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり5,555円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり5,555円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第三者割当て契約において別途定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が当社が指定する口座に入金された日に発生する。
- (4) 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- (5) 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の発行要項及び第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金5,555円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は3. のとおりとし、行使価額は当初、2018年4月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額である715円とした。
- (6) 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について第三者割当て契約に基づく取決めの主な内容は以下のとおりであります。
- 当社は、割当日以降に割当先に通知することにより、本新株予約権の全部又は一部につき、これを行ってはならない期間（以下「行使停止期間」という。）を指定（以下「停止指定」という。）することができる。
- 当社は、何度でも停止指定を行うことができ、かつ同時に複数の停止指定を行うことができる。
- いずれかの時点において1又は複数の停止指定が行われている場合には、割当先は、当該時点の直前に未行使であった第16回新株予約権の個数から当該時点において停止指定の対象となっている第16回新株予約権の総数を差し引いた数を上回る数の第16回新株予約権を行使してはならない。

第18回新株予約権	
決議年月日	2019年4月25日
新株予約権の数(個)	78,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,840,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	383
新株予約権の行使期間	2019年5月14日から2021年12月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 383 資本組入額 191.5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「交付株式数」という)は100株とします。ただし、当社が新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合や普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合で、下記2.の行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されます。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合や、普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第16回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第24期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	54
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	54,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	429
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	23,166
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	4,668
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	4,668,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	482.9
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	2,254,070

第17回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第24期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	78,400
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	7,840,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	239.5
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	1,877,754
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	78,400
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	7,840,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	239.5
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	1,877,754

第4回転換社債型新株予約権付社債

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第24期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	40
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	8,055,017
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	291.1
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	40
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	8,055,017
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	291.1
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年4月1日～ 2016年3月31日(注)1	22,000	42,628,858	6,414	10,774,821	6,414	10,756,006
2016年4月1日～ 2017年3月31日(注)1	550,526	43,179,384	310,249	11,085,071	310,249	11,066,256
2017年4月1日～ 2018年3月31日(注)1	57,200	43,236,584	16,368	11,101,440	16,368	11,082,625
2018年4月27日(注)2	1,500,000	44,736,584	604,500	11,705,940	604,500	11,687,125
2018年5月1日～ 2018年7月31日(注)1	1,389,000	46,125,584	395,352	12,101,293	395,352	12,082,478
2018年8月1日(注)3	-	46,125,584	11,001,440	1,099,852	6,739,979	5,342,499
2018年8月1日～ 2019年3月31日(注)1	3,277,000	49,402,584	744,103	1,843,956	744,103	6,086,602
2019年4月1日～ 2019年5月12日(注)1	54,000	49,456,584	11,732	1,855,689	11,732	6,098,335
2019年5月13日(注)4	705,800	50,162,384	149,982	2,005,672	149,982	6,248,318
2019年5月14日～ 2020年3月31日(注)1	15,895,017	66,057,401	2,130,193	4,135,865	2,130,193	8,378,511

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 有償第三者割当増資

発行価格 806円

資本組入額 403円

割当先 ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社

3. 2018年6月22日開催の第22回定時株主総会決議に基づく無償減資

4. 有償第三者割当増資

発行価格 425円

資本組入額 212.5円

割当先 Cyntec Co., Ltd.

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	39	148	41	79	35,419	35,733	-
所有株式数(単元)	-	1,767	39,625	53,909	49,354	1,875	513,964	660,494	8,001
所有株式数の割合(%)	-	0.27	6.00	8.16	7.47	0.28	77.82	100.00	-

(注) 自己株式26株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,660,000	4.02
ノーリツ鋼機バイオホールディングス 合同会社	東京都港区麻布十番一丁目10番10号	1,500,000	2.27
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,358,000	2.05
CYNTEC CO., LTD.	BEAUFORTHOUSE, PO BOX438, ROADTOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS.	1,329,000	2.01
中富 一郎	東京都渋谷区	1,009,000	1.52
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	807,400	1.22
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	742,825	1.12
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	630,010	0.95
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	588,700	0.89
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	459,300	0.69
計	-	11,084,235	16.77

(注) 2019年8月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーが2019年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・ア ンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	2,165,400	3.84

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,049,400	660,494	(注)1
単元未満株式	普通株式 8,001	-	(注)2
発行済株式総数	66,057,401	-	-
総株主の議決権	-	660,494	-

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
 2. 「単元未満株式」の株式数の欄に自己株式26株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当社は、上記の他、単元未満自己株式26株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	26	-	26	-

3【配当政策】

当社は創業以来、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。

当社の医薬品事業については引き続き研究開発活動を実施していく必要があるため、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針です。株主への利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、利益が計上された段階において経営成績及び財政状態を勘案し、方針を検討する所存であります。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項の中間配当を取締役会決議で行うことができる旨、定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役制度採用会社であり、同制度のもと、社外取締役と社外監査役を活用することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

取締役会は定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定機関として安定的かつ機動的な運用をしております。取締役会における経営監視機能を充実するため、当社の取締役会の構成は取締役総数6名のうち社外取締役が4名であり、かつ社外取締役は当社テクノロジー、医薬事業及び企業経営に精通した人材を登用しております。監査役は常に取締役会に出席し、取締役会の運用状況を監査しております。

企業統治に関するその他の事項

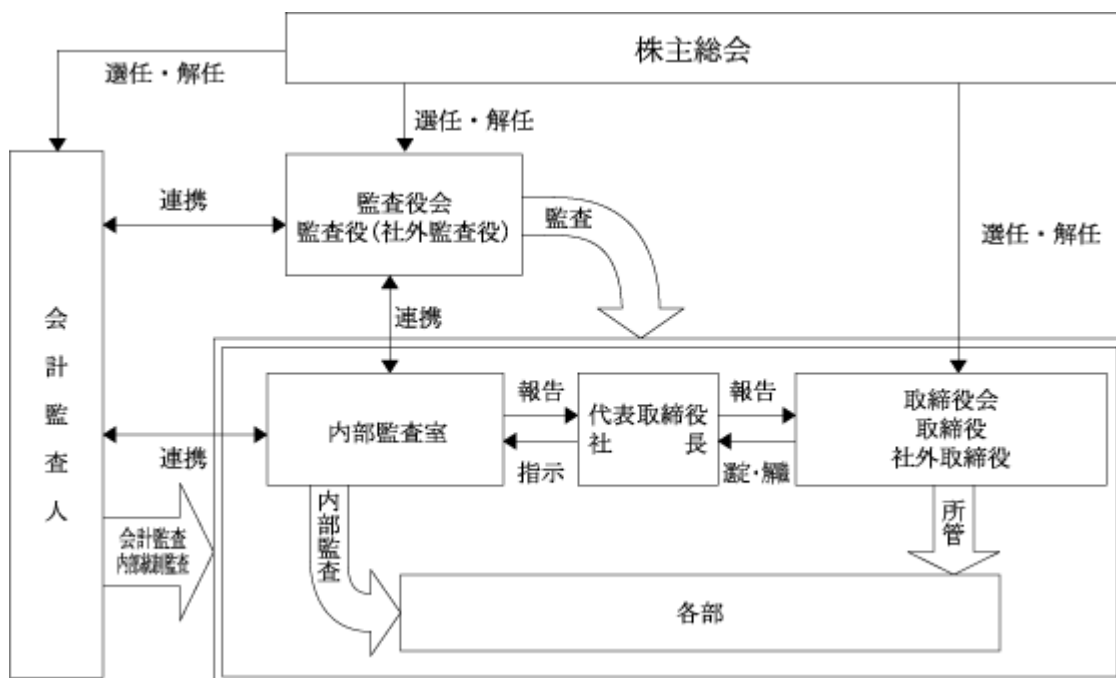
a．内部統制システムの整備の状況

当社は、組織規程（職務分掌、職務権限）、稟議規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を明確化するとともに、内部監査により内部牽制の働く組織的な業務運営を行う体制を構築しております。なお、諸規程については、必要に応じて都度、改訂を行っております。

また、内部監査は、内部監査室を主管部署として、業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るとともに、財産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの運用状況及びその有効性の検証をしております。

b．リスク管理体制の整備の状況

当社は、医薬品の研究開発を実施する企業として、様々なリスクにさらされております。当社では、これらのリスクを適切に管理するために、上述の内部統制システムのもとにリスク発生時の迅速な情報収集及び指揮命令体制を確立し、リスク対応力の強化を図っております。また、当社は必要に応じて弁護士等の外部専門家に重要な法的判断等の照会を実施し、これら外部専門家の見解を踏まえた検討を実施しております。



責任限定契約の内容等

a．取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

b．会計監査人との責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、25,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

取締役の定数及び選解任の決議要件

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会議議事項のうち取締役会で決議できる事項

a．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

b．中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当については、会社法第454条第5項の規定に基づき中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

c．自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得については、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 CEO	松山 哲人	1962年7月3日生	1986年4月 三菱商事(株)入社 2003年5月 (株)メディカル・プロテオスコープ取締役COO兼 CFO、代表取締役社長歴任 2007年10月 (株)CSK-IS執行役員 2010年5月 (株)ローソン事業開発本部長、執行役員海外事業グ ループCOO等歴任 2012年11月 日東紡績(株)参与、同理事、ニッターポーメディカ ル(株)専務取締役等歴任 2014年12月 当社顧問 2015年6月 当社取締役CFO兼社長室長 2018年6月 (株)イントラスト取締役(現任) 2018年7月 当社取締役CSFO兼社長室長 2019年11月 当社代表取締役社長CEO(現任)	(注)3	1,200
取締役 コーポレート本部長	藤本 浩治	1972年11月20日生	1996年4月 日産建設(株)(現 りんかい日産建設(株))入社 2002年11月 当社入社 2005年7月 当社管理部総務人事課長 2015年5月 当社管理部次長 2017年4月 当社総務人事部長 2019年12月 当社コーポレート本部長兼総務人事部長 2020年6月 当社取締役コーポレート本部長(現任)	(注)3	4,300
取締役	岡野 光夫	1949年3月21日生	1994年1月 東京女子医科大学医用工学研究施設教授 1994年1月 米国ユタ大学薬学部併任教授(現任) 1996年6月 当社取締役(現任) 2001年4月 東京女子医科大学先端生命医学研究所所長・教 授 2001年5月 (株)セルシード取締役 2014年4月 東京女子医科大学名誉教授・特任教授(現任) 2016年9月 米国ユタ大学薬学部細胞シート再生医療センター 長(現任) 2020年4月 東京女子医科大学先端生命医学センター長(現 任)	(注)3	315,200
取締役	片岡 一則	1950年11月27日生	1979年4月 東京女子医科大学医用工学研究施設助手、講師、 助教授歴任 1989年4月 東京理科大学基礎工学部助教授、教授歴任 1998年4月 東京大学大学院工学系研究科教授 2004年7月 東京大学大学院医学系研究科教授(併任) 2015年7月 公益財団法人川崎市産業振興財団ナノ医療イノ ベーションセンター センター長(現任) 2016年4月 東京大学特任教授(現任) 2016年6月 東京大学名誉教授(現任) 2016年7月 公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長(現 任) 2020年6月 日産化学(株)取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)3	147,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	秋永 士朗	1956年11月28日生	1981年4月 協和発酵工業(株) (現 協和キリン(株)) 入社 1994年4月 同社医薬研究所主任研究員 2001年4月 同社創薬研究本部がん領域マネジャー 2004年4月 同社研究開発本部臨床開発一部次長 2006年4月 同社研究開発本部国際開発部長、臨床開発第一部長歴任 2008年10月 協和発酵キリン(株) (現 協和キリン(株)) 開発本部臨床開発第一部長 2011年3月 同社執行役員国際開発統括 2013年3月 同社フェロー 2017年3月 アキュルナ(株)取締役CSO 2018年11月 同社代表取締役社長 (現任) 2020年6月 当社取締役 (現任)	(注) 3	-
取締役	ミシュラ マニッシュ	1967年7月21日生	1991年6月 インドP.C. Point Computers Corporation代表取締役CEO 1996年4月 インドENIX Corporation代表取締役CEO 2001年1月 APAX GLOBIS PARTNERS (現 (株)グロービス・キャピタル・パートナーズ) ファンドマネージャー 2004年3月 当社取締役COO兼CFO 2008年4月 日本マイクロソフト(株)執行役員 2012年3月 (株)Bridge & Sun代表取締役社長 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任)	(注) 3	45,000
監査役 (常勤)	野口 勘四郎	1947年5月25日生	1970年4月 日本ケミファ(株)入社 1997年4月 同社営業本部営業管理部長 1999年12月 (株)化合物安全性研究所取締役総務部長 2002年5月 同社常務取締役総務部長 2008年2月 JFCスポーツバンガード(株)常勤監査役 2009年2月 東京ボード工業(株)経営管理部総務担当部長代理 2009年4月 同社総務部長 2009年6月 当社監査役 (現任)	(注) 4	3,600
監査役	森嶋 正	1948年1月23日生	1972年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 1988年9月 アーサーアンダーセン (現 有限責任 あずさ監査法人) パートナー 1993年11月 森嶋公認会計士事務所代表 (現任) 1999年10月 当社監査役 (現任)	(注) 4	31,000
監査役	中山 美恵子	1962年9月5日生	1985年4月 アメリカンファミリー生命保険会社入社 2002年4月 司法研修所入所 2003年10月 弁護士登録 (第一東京弁護士会所属) 2003年10月 真法律会計事務所入所 2010年4月 悠綜合法律事務所パートナー弁護士 (現任) 2017年6月 当社監査役 (現任)	(注) 4	800
計					548,100

- (注) 1 . 取締役 岡野光夫、片岡一則、秋永士朗及びミシュラマニッシュは社外取締役であります。
 2 . 監査役 野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子は社外監査役であります。
 3 . 2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
 4 . 2019年6月26日開催の定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時まで

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であり、各取締役及び各監査役と当社との間には、以下を除き、特別の利害関係はありません。

- ・取締役秋永士朗は、アキュルナ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社と実施許諾契約を締結しており、契約収入を計上しております。

なお、取締役片岡一則は公益財団法人川崎市産業振興財団の副理事長を兼務しております。当社は同財団から川崎サテライト研究所を賃借しており、また同財団との共同研究及びそれに付随する取引がありますが、いずれの取引も金額は僅少かつ他の一般的取引と同程度の条件で行われており、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

また、社外取締役岡野光夫は当社株式415,200株（うち潜在株式100,000株）、社外取締役片岡一則は当社株232,000株（うち潜在株式85,000株）、社外取締役ミシュラマニッシュは当社株式45,000株、社外監査役野口勘四郎は当社株式23,600株（うち潜在株式20,000株）、社外監査役森嶋正は当社株式41,000株（うち潜在株式10,000株）、監査役中山美恵子は当社株式800株をそれぞれ保有しております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めていないものの、今後の社外役員選任においても、当社にとって有益な人材かつ、当社と重大な利害関係のない独立性の高い人材を選任し、経営監視機能強化及びその維持を図る方針です。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は当社テクノロジー、医薬事業及び企業経営に精通した人材を登用しております。取締役会に出席し、当社取締役の職務執行の監督を行っております。

社外監査役は財務及び会計、企業経営及び法令、コンプライアンスに精通した人材を登用しております。監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき監査を行い、月に1回監査役会を開催し、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換を行っております。また、取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保を図っております。その他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換並びに常勤取締役と定期的な面談を行っております。

内部監査部門は内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、各部門の監査結果を代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は定時監査役会を毎月1回、また必要に応じて臨時監査役会を開催しております。当社の監査役会の構成は監査役総数3名全員を社外監査役で構成しており、うち監査役1名は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。監査役会における主な検討事項として、監査方針、監査計画及び業務分担について、取締役会、重要会議等の意思決定プロセスの適法性並びに適正性、妥当性及び合理性について、業務上の重要法令遵守体制の整備・運用状況、周知徹底状況とリスク管理体制の状況について、常勤監査役の職務執行状況（月次）について、会計監査人に関する評価について等を審議しております。

また、各監査役は取締役会に出席し、取締役会の運用状況及び取締役の業務執行状況を監査しております。

常勤監査役の活動として、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施し、客観的・合理的な監査を行っております。また、代表取締役社長と監査役会との会合を定期的に行い、意見・情報交換を通じて業務執行者との意思疎通の強化も図っております。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。

なお、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
野口 勘四郎	15回	15回
森嶋 正	15回	15回
中山 美恵子	15回	15回

内部監査の状況

内部監査は、内部監査室を主管部署として、業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るとともに、財産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。内部監査担当者は1名であり、年間計画に基づき全ての部署を対象に、業務全般にわたって監査を実施し、監査結果は書面により社長に報告を行い、あわせて常勤監査役にもその写しを提出しております。

当社では、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、特に内部監査担当者及び常勤監査役は、緊密な連携を行い、監査の継続的な改善に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

15年

上記は、当社が新規上場した際に提出した有価証券届出書における監査対象期間より前の期間について調査が著しく困難であったため、有価証券届出書における監査対象期間以降の期間について記載したものです。

実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 矢嶋 泰久

指定有限責任社員・業務執行社員 瀧浦 晶平

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他3名であります。なお、継続監査期間に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は監査法人の選定にあたって、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬の適切性等を総合的に勘案し、有限責任 あずさ監査法人を選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬の適切性等に問題がない旨、確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
21,000	-	21,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査所要日数、当社の規模、業務の特性等の要素を勘案した適切な額を決定することとしています。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人から提示を受けた監査報酬の見積額及び監査計画に基づく監査見積時間、前事業年度の監査報酬及び監査実績時間、同業他社の監査報酬実績等を総合的に勘案し、適正であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬額の算定については、決定方針は特に定めておりませんが、当期の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の要因を考慮して、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。

また、各監査役の報酬額の算定についても、特に基準はありませんが、各人の貢献度など諸般の要因を勘案した上で、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2005年6月27日であり、決議の内容は、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額40百万円以内であります。

また、取締役（社外取締役を含む）については2020年6月26日開催の定時株主総会での決議により、上記報酬等の別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、年額50百万円以内の金銭報酬債権を支給することとしております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は取締役会及び監査役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役の報酬等に係る全ての決定権限については取締役会、監査役の報酬等に係る全ての決定権限については監査役会がそれぞれ有しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、前事業年度の業績及び業績への各取締役の貢献度などを総合的に勘案した各取締役の報酬案を代表取締役が提示し、審議を経て決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	48,750	48,750	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	22,755	22,755	-	-	6

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、キャピタルゲインや配当を目的とした投資株式については純投資目的と区分し、それ以外の、保有先企業との契約及び提携関係の維持強化、将来の事業シナジーの可能性等、当社の企業価値向上を目的とした投資株式については純投資目的以外の目的と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

株式の政策保有は、保有先企業との契約及び提携関係の維持強化、将来の事業シナジーの可能性等、当社の企業価値向上に資すると判断した場合に実施しております。

財務部門においては、保有先企業との取引状況並びに保有先企業の財政状態、経営成績及び株価等の状況を確認し、適宜担当取締役へ報告しております。また、事業開発部門においては、保有先企業の事業の進捗状況、当社との提携関係等を確認し、適宜担当取締役へ報告しております。

各担当取締役はそれら報告結果を受け、必要に応じ取締役会へ報告し、政策保有の継続の可否について検討を行っております。当事業年度における検証結果の概要は以下のとおりです。

(株式会社ジーンテクノサイエンス株式)

新型コロナウイルス感染症の影響による株式市場の低迷等により、同社株式の時価が著しく下落したため減損処理を行いました。同社との提携関係は継続しており、今後も重要性が高いことから、政策保有を継続しております。

(Tocagen Inc. 株式)

同社の第 Ⅲ 相臨床試験において、主要評価項目を達成できなかった旨の発表があったこと等に伴い、同社との事業上の提携可能性が低くなったことから、株式の売却を決定し、保有する全株式を売却しました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	5	184,371
非上場株式以外の株式	1	524,000

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式以外の株式	1	13,516

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
株式会社ジーン テクノサイエンス	1,000,000	1,000,000	目的：取引関係の維持、強化 当事業年度末現在、特段の定量的な保有効果はありません。	無
	524,000	872,000		
Tocagen Inc.	-	250,000	保有の合理性を検証した結果、 将来の事業シナジーの可能性が 低くなったことから、全株式を 売却しました。	無
	-	301,615		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	- %
利益基準	1.0%
利益剰余金基準	0.5%

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務諸表等への的確な反映に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,566,689	4,470,643
受取手形	88,614	28,600
売掛金	103,405	94,005
有価証券	2,000,000	3,000,000
商品及び製品	26,734	-
原材料及び貯蔵品	6,113	76,142
前渡金	57,210	128,216
前払費用	81,482	57,194
未収消費税等	37,852	32,141
未収入金	10,334	11,740
その他	7,457	21,175
流動資産合計	6,985,895	7,919,858
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	49,009	49,009
減価償却累計額	49,009	49,009
建物附属設備(純額)	0	0
構築物	1,705	1,705
減価償却累計額	1,704	1,704
構築物(純額)	0	0
機械及び装置	664,702	664,922
減価償却累計額	661,334	664,776
機械及び装置(純額)	3,368	146
工具、器具及び備品	13,934	13,934
減価償却累計額	13,933	13,933
工具、器具及び備品(純額)	0	0
有形固定資産合計	3,368	146
無形固定資産		
実施許諾権	0	0
電話加入権	149	149
ソフトウェア	1,699	0
無形固定資産合計	1,849	149
投資その他の資産		
投資有価証券	1,371,409	816,657
関係会社株式	0	0
長期前払費用	8,286	9,147
敷金及び保証金	197,370	198,603
投資その他の資産合計	1,577,065	1,024,407
固定資産合計	1,582,283	1,024,704
資産合計	8,568,179	8,944,563

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,916	2,014
未払金	122,477	82,330
未払費用	34,753	10,058
未払法人税等	-	49,701
預り金	7,809	3,845
その他	398	460
流動負債合計	178,356	148,410
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	2,475,000	-
繰延税金負債	10,581	2,320
資産除去債務	24,674	24,866
固定負債合計	2,510,256	27,186
負債合計	2,688,612	175,596
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,843,956	4,135,865
資本剰余金		
資本準備金	6,086,602	8,378,511
資本剰余金合計	6,086,602	8,378,511
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,808,510	3,818,187
利益剰余金合計	1,808,510	3,818,187
自己株式	27	27
株主資本合計	6,122,021	8,696,161
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	331,169	20,895
評価・換算差額等合計	331,169	20,895
新株予約権	88,714	93,700
純資産合計	5,879,566	8,768,967
負債純資産合計	8,568,179	8,944,563

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	496,732	552,973
売上原価	79,877	77,961
売上総利益	416,854	475,011
販売費及び一般管理費	1, 2 2,219,168	1, 2 1,580,808
営業損失()	1,802,313	1,105,796
営業外収益		
受取利息	13,325	16,270
有価証券利息	3,513	623
為替差益	22,311	-
補助金収入	11,202	-
その他	30	136
営業外収益合計	50,383	17,029
営業外費用		
為替差損	-	9,231
株式交付費	16,674	32,599
新株予約権発行費	5,888	9,267
社債発行費	-	4,570
その他	3	-
営業外費用合計	22,566	55,669
経常損失()	1,774,496	1,144,436
特別利益		
新株予約権戻入益	22,563	1,769
社債償還益	-	92,368
特別利益合計	22,563	94,137
特別損失		
固定資産除売却損	3 218	-
投資有価証券売却損	-	259,533
投資有価証券評価損	-	692,000
減損損失	4 52,728	4 4,214
特別損失合計	52,947	955,747
税引前当期純損失()	1,804,880	2,006,046
法人税、住民税及び事業税	3,630	3,630
当期純損失()	1,808,510	2,009,676

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		2,123	5.8	1,168	3.7
経費		34,638	94.2	30,085	96.3
当期総製造費用		36,762	100.0	31,254	100.0
期首商品たな卸高		25,663		26,734	
当期商品仕入高		44,186		19,972	
期末商品たな卸高		26,734		-	
商品売上原価		43,115		46,707	
当期売上原価		79,877		77,961	

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<p>経費の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>外注費 34,638千円</p> <p>当社の原価計算は実際原価による個別原価計算であります。</p>	<p>経費の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>外注費 30,085千円</p> <p>当社の原価計算は実際原価による個別原価計算であります。</p>

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	11,101,440	11,082,625	-	11,082,625	17,741,419	17,741,419	27	4,442,618
当期変動額								
新株の発行	1,743,956	1,743,956		1,743,956				3,487,913
資本金から剰余金への振替	11,001,440		11,001,440	11,001,440				-
準備金から剰余金への振替		6,739,979	6,739,979	-				-
欠損填補			17,741,419	17,741,419	17,741,419	17,741,419		-
当期純損失（ ）					1,808,510	1,808,510		1,808,510
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	9,257,483	4,996,022	-	4,996,022	15,932,908	15,932,908	-	1,679,402
当期末残高	1,843,956	6,086,602	-	6,086,602	1,808,510	1,808,510	27	6,122,021

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	27,081	27,081	191,991	4,661,692
当期変動額				
新株の発行				3,487,913
資本金から剰余金への 振替				-
準備金から剰余金への 振替				-
欠損填補				-
当期純損失（ ）				1,808,510
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	358,251	358,251	103,277	461,528
当期変動額合計	358,251	358,251	103,277	1,217,874
当期末残高	331,169	331,169	88,714	5,879,566

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,843,956	6,086,602	6,086,602	1,808,510	1,808,510	27	6,122,021
当期変動額							
新株の発行	2,291,908	2,291,908	2,291,908				4,583,816
当期純損失()				2,009,676	2,009,676		2,009,676
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	2,291,908	2,291,908	2,291,908	2,009,676	2,009,676	-	2,574,140
当期末残高	4,135,865	8,378,511	8,378,511	3,818,187	3,818,187	27	8,696,161

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	331,169	331,169	88,714	5,879,566
当期変動額				
新株の発行				4,583,816
当期純損失()				2,009,676
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	310,274	310,274	4,986	315,260
当期変動額合計	310,274	310,274	4,986	2,889,400
当期末残高	20,895	20,895	93,700	8,768,967

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	1,804,880	2,006,046
減価償却費	8,930	926
受取利息	13,325	16,270
有価証券利息	3,513	623
為替差損益(は益)	34,606	10,385
株式交付費	16,674	32,599
新株予約権発行費	5,888	9,267
社債発行費	-	4,570
新株予約権戻入益	22,563	1,769
社債償還益	-	92,368
固定資産除売却損益(は益)	218	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	259,533
投資有価証券評価損益(は益)	-	692,000
減損損失	52,728	4,214
売上債権の増減額(は増加)	100,945	69,414
たな卸資産の増減額(は増加)	118,879	43,294
前渡金の増減額(は増加)	57,210	71,006
前払費用の増減額(は増加)	31,055	24,288
未収消費税等の増減額(は増加)	24,257	5,711
買掛金の増減額(は減少)	164	10,902
未払金の増減額(は減少)	37,608	40,146
未払費用の増減額(は減少)	176,234	24,695
預り金の増減額(は減少)	1,747	3,963
その他	56,207	48,125
小計	2,050,047	1,150,049
利息の受取額	16,417	15,014
法人税等の支払額	3,630	3,630
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,037,259	1,138,665
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,707,788	1,705,989
定期預金の払戻による収入	2,207,195	2,702,149
有形固定資産の取得による支出	5,321	219
無形固定資産の取得による支出	1,980	-
有価証券の取得による支出	9,400,000	7,500,000
有価証券の償還による収入	10,131,620	6,500,000
投資有価証券の取得による支出	1,216,000	108,285
投資有価証券の売却による収入	-	13,516
その他	-	13,508
投資活動によるキャッシュ・フロー	992,275	112,337
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,199,668	295,399
新株予約権の行使による株式の発行による収入	2,237,913	1,872,886
新株予約権の発行による収入	30,113	-
新株予約権の発行による支出	-	2,211
転換社債型新株予約権付社債の発行による支出	-	4,570
自己新株予約権の取得による支出	83,058	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,384,637	2,161,503
現金及び現金同等物に係る換算差額	21,706	5,190
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	376,809	905,309
現金及び現金同等物の期首残高	2,688,524	3,065,334
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,065,334	1 3,970,643

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 商品・貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～18年
構築物	10年
機械及び装置	3～8年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

実施許諾権については出願に基づく産業財産権の効力を失う期間(8年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

新株予約権発行費は支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

（貸借対照表関係）

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

（損益計算書関係）

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与手当・役員報酬	123,593千円	119,039千円
研究開発費	1,793,022千円	1,152,750千円
支払手数料	89,677千円	51,186千円
租税公課	63,935千円	117,406千円
顧問料	33,452千円	29,968千円
減価償却費	14千円	17千円
おおよその割合		
販売費	2.9%	3.4%
一般管理費	97.1%	96.6%

- 2 前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

一般管理費に含まれる研究開発費の総額は1,793,022千円であります。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

一般管理費に含まれる研究開発費の総額は1,152,750千円であります。

3 前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
 固定資産除売却損の内容は、不稼働資産の廃棄に伴う機械及び装置の除売却損（218千円）であります。

4 前事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）

減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産につき、全体で1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

(3) 減損損失の金額の内訳は以下のとおりであります。

建物附属設備	2,224千円
機械及び装置	47,978千円
ソフトウェア	2,525千円
合計	52,728千円

上記は、本社（千葉県柏市）における研究用設備、事務用機器等であります。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、コスト・アプローチによる合理的な見積りに基づき評価しております。

当事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）

減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産につき、全体で1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

(3) 減損損失の金額の内訳は以下のとおりであります。

機械及び装置	2,910千円
ソフトウェア	1,303千円
合計	4,214千円

上記は、本社（千葉県柏市）における研究用設備等であります。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、コスト・アプローチによる合理的な見積りに基づき評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	43,236,584	6,166,000	-	49,402,584
合計	43,236,584	6,166,000	-	49,402,584

（注）普通株式の株式数の増加6,166,000株は、第三者割当に伴う新株式発行による増加1,500,000株及び新株予約権の行使に伴う新株式発行による増加4,666,000株であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	26	-	-	26
合計	26	-	-	26

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末	
第7回新株予約権(い)	普通株式	68,000	-	68,000	-	-
第7回新株予約権(は)	普通株式	9,500	-	2,000	7,500	1,769
第9回新株予約権	普通株式	18,300	-	18,300	-	-
第11回新株予約権	普通株式	57,500	-	12,000	45,500	37,992
第13回新株予約権	普通株式	22,500	-	10,000	12,500	11,087
第14回新株予約権	普通株式	5,450,000	-	5,450,000	-	-
第15回新株予約権	-	-	-	-	-	27,493
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	2,171,052	49,674	-	2,220,726	(注)7
第16回行使価額修正条項付新株予約権	普通株式	-	6,481,000	4,614,000	1,867,000	10,371
合計	-	7,796,852	6,530,674	10,174,300	4,153,226	88,714

- (注) 1. 第7回新株予約権(い)の減少は、期中における行使によるもの及び権利行使期間の満了に伴う失効によるものであります。
2. 第7回新株予約権(は)、第11回新株予約権及び第13回新株予約権の減少は、権利者の退職に伴う消滅によるものであります。
3. 第9回新株予約権の減少は、権利行使期間の満了に伴う失効によるものであります。
4. 第14回新株予約権の減少は、2018年4月9日開催の取締役会決議に基づき、2018年4月27日付で買取及び消却しております。
5. 第15回新株予約権は、発行要項に定める行使条件(マイルストーン条項)を達成しておりません。
6. 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、2018年4月28日付で転換価額が調整されたことにより、本社債が転換された場合における交付株式数が増加したことによるものであります。
7. 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
8. 第16回行使価額修正条項付新株予約権の増加は、期中における第三者割当に伴う発行によるものであります。減少は、期中における行使によるものであります。

4 配当に関する事項
 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	49,402,584	16,654,817	-	66,057,401
合計	49,402,584	16,654,817	-	66,057,401

- (注) 普通株式の株式数の増加16,654,817株は、第三者割当に伴う新株発行による増加705,800株及び新株予約権の行使に伴う新株発行による増加15,949,017株であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	26	-	-	26
合計	26	-	-	26

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末	
第7回新株予約権(は)	普通株式	7,500	-	7,500	-	-
第11回新株予約権	普通株式	45,500	-	-	45,500	37,992
第13回新株予約権	普通株式	12,500	-	-	12,500	11,087
第15回新株予約権	-	-	-	-	-	27,493
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	2,220,726	-	2,220,726	-	(注)4
第16回行使価額修正条項付新株予約権	普通株式	1,867,000	-	54,000	1,813,000	10,071
第17回行使価額修正条項付新株予約権	普通株式	-	7,840,000	7,840,000	-	-
第18回新株予約権	普通株式	-	7,840,000	-	7,840,000	7,056
行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	-	8,055,017	8,055,017	-	(注)4
合計	-	4,153,226	23,735,017	18,177,243	9,711,000	93,700

- (注) 1. 第7回新株予約権(は)の減少は、権利行使期間の満了に伴う失効によるものであります。
2. 第15回新株予約権は、発行要項に定める行使条件(マイルストーン条項)を達成しておりません。
3. 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第17回行使価額修正条項付新株予約権の発行に係る払込みに出資されたこと(リファイナンス)に伴う消滅によるものであります。
4. 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
5. 第16回行使価額修正条項付新株予約権の減少は、期中における行使によるものであります。
6. 第17回行使価額修正条項付新株予約権の増加は、期中における第三者割当に伴う発行によるものであります。減少は、期中における行使によるものであります。
7. 行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、期中における第三者割当に伴う発行によるものであります。減少は、期中における新株予約権の行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	4,566,689千円	4,470,643千円
預入期間が3カ月を超える定期預金	1,501,355千円	500,000千円
現金及び現金同等物	3,065,334千円	3,970,643千円

2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に関するもの

リファイナンスによる転換社債型新株予約権付社債の増加額	2,345,000千円
リファイナンスによる新株予約権の増加額	37,632千円
リファイナンスによる社債償還益の計上	92,368千円
リファイナンスによる転換社債型新株予約権付社債の減少額	2,475,000千円

(注) 行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第17回行使価額修正条項付新株予約権の発行に係る払込みについては、金銭による払込みに代えて、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債が出資されたため、その差額92,368千円を社債償還益として特別利益に計上しております。

行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に関するもの

新株予約権の行使による資本金増加額	1,172,500千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	1,172,500千円
新株予約権の行使による転換社債型新株予約権付社債の減少額	2,345,000千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして、主に増資等により必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金については、預金又は元本維持を原則とした安全かつ流動性の高い金融商品等に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。債権管理規定に従い、相手先の信用状況を確認した上で取引を行うこととし、取引開始後は、管理部門が回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券のうち株式については、発行体等の信用リスクに晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

敷金及び保証金は不動産賃貸借契約によるものであります。残高管理を行い、リスク低減を図ることとしております。

営業債務である買掛金及び未払金については、ほぼ全てが3ヵ月以内の支払期日であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券のうち合同運用金銭信託については、発行体等の信用リスクにも晒されておりますが、格付が高く短期で決済されるため、リスクは僅少と考えております。

投資有価証券のうち株式の一部については外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されており、一部については上場株式であるため市場価格の変動リスクに晒されており、また発行体等の信用リスクにも晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

投資有価証券のうち満期保有目的の債券については、外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されており、また発行体等の信用リスクにも晒されておりますが、格付の高い債券のみを対象としているため、リスクは僅少と考えております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
 各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持
 などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち96.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2019年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金及び預金	4,566,689	4,566,689	-
受取手形	88,614	88,614	-
売掛金	103,405	103,405	-
有価証券及び投資有価証券	3,228,255	3,228,255	-
敷金及び保証金	181,597	181,597	-
資産計	8,168,562	8,168,562	-
買掛金	12,916	12,916	-
未払金	122,477	122,477	-
負債計	135,394	135,394	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

- ・資産
 - 現金及び預金、受取手形、並びに 売掛金
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - 有価証券及び投資有価証券
 債券については、取引金融機関から提示された価格を、期末日為替相場によって換算した価額によっております。合同運用金銭信託及び社債については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。株式については、期末日の市場の終値及び為替相場により算定してあります。
 - 保有目的ごとの有価証券に関する注記については、「有価証券関係」注記を参照ください。
 - 敷金及び保証金
 将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定してあります。
- ・負債
 - 買掛金、及び 未払金
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	143,153
敷金及び保証金	15,773
転換社債型新株予約権付社債	2,475,000

投資有価証券の一部及び転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

敷金及び保証金の一部については、市場価額がなく、かつ実質的な預託期間を算定することが困難であることから将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,566,689	-	-	-
受取手形	88,614	-	-	-
売掛金	103,405	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの(金銭信託及び社債)	2,000,000	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	190,000	-

当事業年度(2020年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金及び預金	4,470,643	4,470,643	-
受取手形	28,600	28,600	-
売掛金	94,005	94,005	-
有価証券及び投資有価証券	3,673,427	3,673,460	32
敷金及び保証金	182,829	182,829	-
資産計	8,449,506	8,449,539	32
買掛金	2,014	2,014	-
未払金	82,330	82,330	-
負債計	84,344	84,344	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

- ・資産 現金及び預金、 受取手形、並びに 売掛金
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 有価証券及び投資有価証券
 債券については、取引金融機関から提示された価格を、期末日為替相場によって換算した価額によっております。合同運用金銭信託については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。株式については、期末日の市場の終値及び為替相場により算定しております。
 保有目的ごとの有価証券に関する注記については、「有価証券関係」注記を参照ください。
 敷金及び保証金
 将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。
- ・負債 買掛金、及び 未払金
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	143,229
敷金及び保証金	15,773

投資有価証券の一部については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

敷金及び保証金の一部については、市場価額がなく、かつ実質的な預託期間を算定することが困難であることから将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,470,643	-	-	-
受取手形	28,600	-	-	-
売掛金	94,005	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	-	108,830	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの(金銭信託)	3,000,000	-	-	-
敷金及び保証金	-	100,000	90,000	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
社債	108,285	108,318	32
合計	108,285	108,318	32

2. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	301,615	273,050	28,565
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	926,640	1,283,717	357,077
その他	2,000,000	2,000,000	-
合計	3,228,255	3,556,767	328,511

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額143,153千円)及び関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	565,141	591,717	26,575
その他	3,000,000	3,000,000	-
合計	3,565,141	3,591,717	26,575

(注) 1. 表中の取得原価は、減損処理後の帳簿価額であります。

2. 非上場株式等(貸借対照表計上額143,229千円)及び関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
株式	13,516	-	259,533
合計	13,516	-	259,533

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について692,000千円（その他有価証券の株式692,000千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

1 スtock・オプションの権利不行使による失効により利益として計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
新株予約権戻入益	22,563	1,769

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	第7回新株予約権（は）	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 7名	当社の従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数（*）	普通株式 15,000株	普通株式 99,500株
付与日	2012年5月23日	2014年4月2日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・新株予約権行使日の前営業日の当社普通株式の終値が320円以上であることを要す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被付与者が取締役、監査役、従業員の地位を失った場合は原則として権利行使不能。 ・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	対象の定めはありません。
権利行使期間	2014年5月24日から2019年5月23日まで	2016年4月3日から2021年4月2日まで

第13回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(＊)	普通株式 24,500株
付与日	2014年9月3日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。 ・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	2016年9月3日から2021年9月2日まで

第15回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名 当社の監査役 3名 当社の従業員 44名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(＊)	普通株式 2,063,000株
付与日	2015年10月30日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、発行会社が下記ア乃至ウに掲げる条件(マイルストーン条項)を達成した場合に限り、各新株予約権者が当初割当てられた本新株予約権の数(以下、「当初割当数」という)に、ア乃至ウに規定する割合を乗じた数の本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ア 発行会社が2015年5月14日に開示した「平成27年3月期 決算短信(非連結) 1.経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析 開発パイプラインの状況」に記載された「NK105」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40% イ 発行会社が2015年5月14日に開示した「平成27年3月期 決算短信(非連結) 1.経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析 開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、承認申請を行った場合。当初割当数の20% ウ 発行会社が2015年5月14日に開示した「平成27年3月期 決算短信(非連結) 1.経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析 開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40% ア乃至ウのマイルストーンの全てを達成した場合に、残余の本新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。 当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権者に対しその旨及び行使開始日を通知するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	2015年11月2日から2022年10月31日まで

* スtock・オプションの数については株式数に換算して記載しております。なお、当社は2014年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及び変動状況
 スtock・オプションの数

	第7回新株予約権(は)	第11回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	2,061,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	2,061,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	7,500	45,500	12,500	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	7,500	-	-	-
未行使残	-	45,500	12,500	-

* 当社は2014年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第7回新株予約権(は)	第11回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格(円)	537	1,620	1,372	1,140
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	235.9	835	887	13.3

(注) 当社は2014年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格の調整が行われております。

- 3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
 該当事項はありません。
- 4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法
 基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

- 1 権利確定条件付き有償新株予約権の概要
 第15回新株予約権が該当し、概要につきましては、「2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に記載のとおりであります。
- 2 採用している会計処理の概要
 当該新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額は、払込日において、純資産の部に新株予約権として計上しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	3,838,881千円	4,167,364千円
税務上の繰延資産	355,529千円	301,641千円
投資有価証券評価損	-千円	200,680千円
減価償却超過額	90,146千円	70,792千円
たな卸資産	81,667千円	35,744千円
新株予約権	14,746千円	14,233千円
その他	19,783千円	9,757千円
繰延税金資産小計	4,400,754千円	4,800,215千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	3,838,881千円	4,167,364千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	561,872千円	632,850千円
評価性引当額小計	4,400,754千円	4,800,215千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	10,581千円	2,320千円
繰延税金負債合計	10,581千円	2,320千円
繰延税金負債純額	10,581千円	2,320千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	159,658	102,764	123,319	274,836	36,263	3,142,040	3,838,881千円
評価性引当額	159,658	102,764	123,319	274,836	36,263	3,142,040	3,838,881千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	102,764	123,319	274,836	36,263	674,053	2,956,128	4,167,364千円
評価性引当額	102,764	123,319	274,836	36,263	674,053	2,956,128	4,167,364千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

柏本社、東京オフィス及びiCONMラボそれぞれの不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務等

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積にあたっては、使用見込期間を11～13年として当該使用見込期間経過後の除去費用を見積り、設置時点における無リスクの割引率で割り引いております。適用している割引率は0.5～0.8%であります。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	24,482千円	24,674千円
時の経過による調整額	191千円	191千円
期末残高	24,674千円	24,866千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	合計
237,156	259,576	496,732

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Orient Europharma Co., Ltd.	259,576	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務
株式会社アルピオン	169,250	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	合計
235,277	317,696	552,973

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Orient Europharma Co., Ltd.	317,696	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務
株式会社アルピオン	132,750	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社がないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	117.22円	131.33円
1株当たり当期純損失金額	39.14円	32.68円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失(千円)	1,808,510	2,009,676
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	1,808,510	2,009,676
期中平均株式数(株)	46,209,083	61,498,212
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>2012年5月22日開催の取締役会決議による第7回新株予約権(は)(普通株式7,500株)</p> <p>2014年3月14日開催の取締役会決議による第11回新株予約権(普通株式45,500株)</p> <p>2014年8月19日開催の取締役会決議による第13回新株予約権(普通株式12,500株)</p> <p>2015年9月18日開催の取締役会決議による第15回新株予約権(普通株式2,061,000株)及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(普通株式2,220,726株)</p> <p>2018年4月9日開催の取締役会決議による第16回行使価額修正条項付新株予約権(普通株式1,867,000株)</p>	<p>2014年3月14日開催の取締役会決議による第11回新株予約権(普通株式45,500株)</p> <p>2014年8月19日開催の取締役会決議による第13回新株予約権(普通株式12,500株)</p> <p>2015年9月18日開催の取締役会決議による第15回新株予約権(普通株式2,061,000株)</p> <p>2018年4月9日開催の取締役会決議による第16回行使価額修正条項付新株予約権(普通株式1,813,000株)</p> <p>2019年4月25日開催の取締役会決議による第18回新株予約権(普通株式7,840,000株)</p>

(重要な後発事象)

資本金の額の減少及び剰余金の処分

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、2020年6月26日開催の第24回定時株主総会において、資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

(1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、2020年3月31日現在3,818,187,400円の繰越利益剰余金の欠損を計上しておりますが、財務基盤の強化を図るため当該欠損額を解消し、資金の有効活用と資本政策の機動性を促進すること、また、課税標準を抑制することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えらうえで、会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填を行うための処分を行うこととしました。

(2) 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少する資本金の額

資本金4,135,865,241円のうち3,818,187,400円

増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 3,818,187,400円

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、増加したその他資本剰余金3,818,187,400円を全額減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充当するものであります。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,818,187,400円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,818,187,400円

(4) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程

取締役会決議日

2020年5月22日

定時株主総会決議日

2020年6月26日

債権者異議申述公告日

2020年6月30日(予定)

債権者異議申述最終期日

2020年7月31日(予定)

効力発生日

2020年8月1日(予定)

【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

種類及び銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	株式会社ジーンテクノサイエンス (普通株式)	1,000,000	524,000
		OP Nano Co., Ltd.(優先株式)	2,950,000	106,229
		Lumosa Therapeutics Co., Ltd. (普通株式)	488,250	41,141
		アキュルナ株式会社(A種優先株式)	600	18,000
		アキュルナ株式会社(B種優先株式)	400	18,000
		アキュルナ株式会社(普通株式)	1,000	1,000
計			4,440,250	708,371

【債券】

種類及び銘柄			券面総額 (千米ドル)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	満期保有目的 の債券	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 米ドル建社債	1,000	108,285
計			1,000	108,285

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等 (千口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有価証券	(金銭信託)		
		合同運用指定金銭信託 Regista 20-01	-	1,000,000
		合同運用指定金銭信託 Regista 20-02	-	1,000,000
		合同運用指定金銭信託 Regista 20-03	-	1,000,000
小計			-	3,000,000
投資有価証券	その他有価証券	(その他)		
		その他(1銘柄)	-	0
		小計	-	0
計			-	3,000,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	49,009	-	-	49,009	49,009 (42,290)	- (-)	0
構築物	1,705	-	-	1,705	1,704 (1,420)	- (-)	0
機械及び装置	664,702	219	-	664,922	664,776 (510,929)	3,441 (2,910)	146
工具、器具及び備品	13,934	-	-	13,934	13,933 (10,565)	- (-)	0
有形固定資産計	729,351	219	-	729,571	729,424 (565,205)	3,441 (2,910)	146
無形固定資産							
実施許諾権	58,800	-	-	58,800	58,799 (18,519)	- (-)	0
電話加入権	149	-	-	149	-	-	149
ソフトウェア	32,029	-	-	32,029	32,029 (21,056)	1,699 (1,303)	0
無形固定資産計	90,979	-	-	90,979	90,829 (39,576)	1,699 (1,303)	149
長期前払費用	15,391	3,528	1,368	17,551	8,404	1,299	9,147

(注) 期末減価償却累計額又は償却累計額の()内は内書きで減損損失累計額、当期償却額の()内は内書きで当期の減損損失計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期末首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第3回無担保転換社債型 新株予約権付社債(注)1	2015年10月8日	2,475,000 (2,475,000)	- (2,475,000)	-	無担保社債	2021年10月8日
行使価額修正条項付 第4回無担保転換社債型 新株予約権付社債	2019年5月13日	-	-	-	無担保社債	2021年12月28日
合計	-	2,475,000 (2,475,000)	- (2,475,000)	-	-	-

(注)1. 償還期限は上記のとおりですが、2019年4月25日開催の取締役会決議に基づき2019年5月13日付で実施いたしましたリファイナンスに伴い、残存する全ての本新株予約権付社債が消滅しております。()内書きは、消滅した金額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

銘柄	発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額(円)	株式の発行価格(円)	発行価額の総額(千円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	新株予約権の付与割合(%)	新株予約権の行使期間	代用払込に関する事項
第3回無担保 転換社債型 新株予約権付社債	普通株式	無償	1,114.5	3,000,000	525,000	100	自 2015年10月8日 至 2021年9月30日	(注)1
行使価額修正 条項付第4回 無担保転換社債型 新株予約権付社債	普通株式	無償	383 (注)2	2,345,000	2,345,000	100	自 2019年5月13日 至 2021年12月28日	(注)1

(注)1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

銘柄	転換の条件	転換により発行すべき株式の内容	転換を請求できる期間
第3回無担保転換社債型 新株予約権付社債	転換社債1,114.5円につきナノキャリア(株)株式1株の割合をもって転換	普通株式	自 2015年10月8日 至 2021年9月30日
行使価額修正条項付 第4回無担保転換社債型 新株予約権付社債	下記(注)2. で計算された発行価格につきナノキャリア(株)株式1株の割合をもって転換	普通株式	自 2019年5月13日 至 2021年12月28日

2. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付であり、当初転換価額(発行価格)は383円であります。転換価額は、本社債に付された新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限転換価額(213円)を下回る場合には、下限転換価額が修正後の転換価額となり、上限転換価額(850円)を上回る場合には、上限転換価額が修正後の転換価額となります。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	100
預金	
普通預金	3,433,861
定期預金	1,036,682
計	4,470,543
合計	4,470,643

受取手形
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アルピオン	28,600
合計	28,600

期日別内訳

期日	金額(千円)
2020年4月満期	8,250
2020年6月満期	20,350
合計	28,600

売掛金
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Orient Europharma Co., Ltd.	81,622
株式会社アルピオン	8,250
一丸ファルコス株式会社	2,091
その他	2,041
合計	94,005

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{\quad}{(B)}$ 366
103,405	545,448	554,849	94,005	85.5	66.2

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
研究用試薬等	76,142
計	76,142
合計	76,142

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エイオンインターナショナル	1,500
その他	514
合計	2,014

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	146,210	293,615	435,284	552,973
税引前四半期(当期) 純損失金額()(千円)	445,592	894,795	1,134,397	2,006,046
四半期(当期) 純損失金額()(千円)	446,499	896,610	1,137,119	2,009,676
1株当たり四半期(当期) 純損失金額()(円)	8.68	15.75	18.96	32.68

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純損失金額()(円)	8.68	7.21	3.64	13.21

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事情が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.nanocarrier.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第23期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第24期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月9日関東財務局長に提出

（第24期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 2019年11月14日関東財務局長に提出

（第24期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月14日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月29日

ナノキャリア株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧浦 晶平
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。